Information and Guide 2024

(学生便覧)



目次

Information and Guide 2024

(学生便覧)

ヤマザキ動物看護大学は、学生の本分である勉学及び 課外活動や生活全般において、「自ら考え、自ら行動す る」自由と責任を自覚することによって、より充実した 学生生活を送られるよう期待しています。この 「Information and Guide(学生便覧)」は、学生生活を 送っていく上での必要な知識やルールなどをまとめた ものです。ガイドブックとして活用してください。

注) この内容は、国内の災害や感染症流行状況によって変更することがあります。変更内容は随時連絡します。

創始者の思い

ヤマザキ学園創立にあたり

-----建学の精神------

- ・生命への畏敬
- ・職業人としての自立

"人間は、地球上に存在する多種多様な生命に対し、尊敬の心を持ち、生態系の 摂理の中で生かされている生命であるという思想のもと、共に生きるものに限りな い愛を注ぐ"この精神を通して調和のとれた平和な社会の建設に寄与する豊かな人 間性と幅広い視野を持つ人間教育を行う。

-----教育理念-------

いのち

生命を生きる

動物愛護の精神のもと、人間が自分たちよりも小さな弱い立場の生命に思いやりの心を忘れず、動物たちと豊かに共生する。

-----校 風------

「礼節」や「思いやりの心」を大切にする

全ての学修を通して、正しい人生観、社会観、自然観の思想を背景に、学問・技術の修得にとどまらず、礼節や思いやりの心を育み、人として備えるべき教養を重視する。

「禁煙」

コンパニオンアニマルを対象とした生命の教育を行っている本学は、創立以来禁煙です。

創始者 山﨑 良壽 (1919~1990)

理事長・学長挨拶

「生命を生きる」ヤマザキ学園の教育理念に寄せて

本学園は 1967 年に「生命への畏敬」と「職業人としての自立」を建学の精神に、「生命を生きる」という教育理念を掲げ創立され、ヤマザキ動物看護大学は今春、開学 15 年目を迎えました。

本学の教育は、人間は地球上に存在する多種多様な生命に対し尊敬の心を持ち、 共に生きるものに限りない愛を注ぐものであると考え、この精神を通して調和のと れた平和な社会の建設に寄与する豊かな人間性と幅広い視野を持つ、自立した職業 人としての人間教育を行うことを目的としています。

本学は、令和3(2021)年より「動物看護学科」と「動物人間関係学科」の1学部2学科制となりました。また、同年開学の大学院 修士課程「動物看護学研究科」では、2学科の特色を生かした研究が進められています。是非、修士課程への進学もお考え下さい。

なお、愛玩動物看護師法(令和元(2019)年6月21日制定)を受け、令和5(2023)年2月19日には、第1回国家試験が実施され、ついに「愛玩動物看護師」が誕生いたしました。この法律は、「愛玩動物に関する獣医療の普及及び向上並びに愛玩動物の適正な飼養に寄与することを目的」としています。「愛玩動物看護師」は、高度化・多様化する動物医療において獣医師のパートナーとして行う業務独占が明確となり、チーム動物医療での活躍が期待されます。更に、動物の愛護・福祉の普及に努め、適正な飼養に係る助言・その他の支援を行います。少子高齢化が進む日本において、家族の一員であるコンパニオンアニマルの存在は、より重要となり「愛玩動物看護師」に求められる社会的役割は今後一層期待が高まります。

皆さんが充実した4年間を過ごし、卒業後は動物を心から愛する優れた動物の代 弁者として指導的立場に立ち、平和で愛に満ちた世界の構築に貢献できるよう、心 から期待しております。

> 理事長・学長 山﨑 薫

「積極性」を発揮しよう

新入生の皆さん、ご入学おめでとうございます。大学に入って間もない皆さんに とってはピンとこないかもしれませんが、大学生活の4年間という時期は長いよう で本当にあっという間に過ぎてしまうものです。そこでこれからみなさんが充実し た大学生活を送る上で大切な「積極性」についてお話したいと思います。

大学での学びは、これまでの学習とは異なり、与えられるのを待っているだけでは得られません。自らアンテナをはり、興味関心を持って講義に取り組んでいく姿勢がとても大切になります。授業に出席する上でも、ただ受け身的に聞くのではなく、疑問に思ったことについては教員にどんどん質問をしてほしいと思います。そして、「面白いな」と感じたテーマについては、自ら調べたり、友達と議論したりすることも有意義な時間となるでしょう。

また、人との交流においても「積極性」をもってほしいと思います。本学には動物看護をはじめとし、多種多様な専門性を持った教員がたくさんいます。大学生活では同じ夢や志を持つ友人にも出会えるはずです。授業へ出席するだけでなく、ゼミに入ったり、サークル活動を行ったりしてみましょう。教員やゼミ、サークル活動の仲間たちとの交流から得られた知識、経験は皆さんのこれからのキャリア、人生においてかけがえのないものとなるはずです。是非、大学生活においてみなさんの「積極性」を発揮していただければと思います。

そうはいっても、大学生活を送る中では、時に、大学に入る前に思い描いていた ようにうまくいかないこと、辛い思いをすることもあるかもしれません。そんなと きは、クラスアドバイザーやアシスタントアドバイザー、身近な教員に相談してみ

ましょう。保健室の先生やカウンセラーなど、専門的な立場から 相談に乗ってもらえる場所もあります。教職員一同、みなさんの 大学生活を積極的にサポートします!

学生部長 加藤 理絵



学校法人ヤマザキ学園の沿革

1967年12月	山崎 良壽、渋谷区神泉町に世界初のイヌの美容専門学校「シブヤ・スクール・オブ・ ドッグ・グルーミング」を創立
1977年9月	校名を「ヤマザキカレッジ」に改名
1983年4月	ヤマザキカレッジ付属日本動物看護学院として専攻科(全日制1年コース)新設
1985年4月	ヤマザキカレッジ付属日本動物看護学院を全日制 3 年制一貫教育として統一 ヤマザキカレッジ付属日本ドッグ・グルーミング学院 2 年制設置
1990年10月	創始者 山﨑 良壽 逝去
1991年2月	山﨑 薫 日本動物看護学院長就任
1991年 4月	2 学院の教育内容をアニマル・ヘルス・テクノロジー・コース(全日制 3 年コース)に統一
1994年 4月	創始者 山﨑良壽記念奨学金制度の創設 グラジュエイト・プログラム(専攻研究コース)新設
1994年 6月	学校法人ヤマザキ学園 専修学校日本動物学院認可
1994年7月	山﨑 薫 理事長就任 酒向 誠 日本動物学院 校長就任
1995年4月	専修学校日本動物学院開校
2000年3月	専修学校日本動物学院を専門学校日本動物学院に改名
2003年11月	ヤマザキ動物看護短期大学「動物看護学科」認可
2004年 4月	ヤマザキ動物看護短期大学開学 中村 經紀 学長就任 専門学校日本動物学院をヤマザキ動物専門学校に改名
2007年 4月	ヤマザキ動物看護短期大学に専攻科(動物看護学専攻)新設
2008年 4月	中村 經紀 ヤマザキ動物看護短期大学 名誉学長就任 山﨑 薫 ヤマザキ動物看護短期大学 学長就任
2009年10月	ヤマザキ学園大学「動物看護学部」認可 中村 經紀 学長就任
2010年3月	ヤマザキ学園大学 南大沢 2 号館竣工
2010年 4月	ヤマザキ学園大学開学
2012年7月	ヤマザキ学園大学南大沢グリーングラスロッジ竣工
2012年10月	ヤマザキ動物看護短期大学閉学
2013年4月	山﨑 薫 ヤマザキ学園大学 学長就任
2014年3月	ヤマザキ学園大学第一期生卒業、ヤマザキ学園同窓会発足
2016年2月	ヤマザキ学園大学 南大沢3号館竣工
2016年 4月	ヤマザキ学園大学「動物看護学部動物看護学科」に動物看護学専攻・動物人間関係学専攻の 2 専攻設置
2017年12月	学園創立 50 周年
2018年 4月	ヤマザキ学園大学をヤマザキ動物看護大学に校名変更
2018年11月	ヤマザキ動物看護専門職短期大学「動物トータルケア学科」認可
2019年 4月	ヤマザキ動物看護専門職短期大学開学 山北 宣久 学長就任
2020年7月	ヤマザキ動物看護大学「動物看護学部動物人間関係学科」設置届出認可
2020年10月	ヤマザキ動物看護大学大学院「動物看護学研究科動物看護学専攻」認可
2021年 4月	ヤマザキ動物看護大学「動物看護学部動物看護学科」に加え、「動物人間関係学科」を開設 ヤマザキ動物看護大学大学院「動物看護学研究科動物看護学専攻」を開設

学校法人ヤマザキ学園 学園歌

この地球にひとつ

作詞・作曲 荒木とよひさ



第1章 キャンパスマナー・ルールについて

1 キャンパスマナー"礼節"

学問・技術の修得にとどまらず、本学の教育理念に基づいて、礼儀や思いやりの 心を育み、人として備えなければならない教養を身に付けてください。

(1) 人の和

人の和を尊重し、チームワークを大切にしましょう。

(2) 挨拶

外来者、教職員、本学学生等にきちんと挨拶しましょう。また、授業開始時及び 終了時には挨拶をしましょう。

(3) 言葉遣い

言葉遣いは丁寧に、敬語の正しい遣い方を心掛けましょう。

(4) 静粛

周りに迷惑をかけないように、構内では静粛を保ちましょう。

(5) 服装

学生らしい清潔な服装を心掛けましょう。

(6) 施設・備品

- ・本学の施設、備品は大切に扱いましょう。施設、備品を破損・汚損等した場合 は直ちに申し出てください。
- ・落書きをしたり、シール等を貼り付けたりしないでください。また、備品を無 断で移動したり、資産管理シールを剥がす等の行為は禁止です。

(7) 教員研究室でのマナー

教員研究室を訪れる際は、学年・クラス・名前を告げた後、用件を言いましょう。 また共同研究室では最初に誰を訪ねたかを言いましょう。不在の場合は伝言メモを 残してください。

2 キャンパスルール

学生として、法律、本学の規則及び社会規範を守って行動してください。また、 以下に記すキャンパスルールを、各自がよく理解し、守ってください。

(1) 授業時

- ・ 私語、飲食、携帯電話やスマートフォン操作、居眠り等授業の妨げになる行為 は謹んでください。
- ・帽子をかぶってきた場合は脱帽し、コートは脱いで入室してください。
- ・遅刻をした場合は後方のドアから静かに入室してください。
- ・その他、教員の指示に従ってください。

(2) 飲食

設備・備品保護、衛生管理の関係上、次の場所での飲食は禁止とします。 各ロッカー室・シャワー室・実習室・図書館・PC 教室・語学学習教室・大講義 室(セントヨハネホール)

(3) 節電・節水

- ・節電節水を心がけ、照明・冷暖房は必要の無い時と退室時に消してください。
- ・冷暖房を使用する際は冷房28℃、暖房20℃に設定してください。
- ・携帯電話等の機器は、1号館4階学生ラウンジ・2号館1階学生ラウンジ・2号 館5階スカイダイニングに設置してある指定電源タップから充電することがで きますが、節度をもって利用してください。

(4) 飲酒・喫煙

・大学構内及び大学行事の際は禁酒・禁煙です。

(5) 近隣住民への配慮

大学の教育・研究は、近隣の方々のご理解とご協力により成り立っていることを 常に忘れず、学園構内及び周辺地域の美化に努め、以下のことに注意して通学して ください。

- ゴミのポイ捨ては禁止です
- ・路上喫煙は禁止です(南大沢駅周辺は、路上喫煙禁止地区に指定され、違反をした場合は罰金の対象となります。)
- ・輪舞歩道橋交差点では必ず輪舞歩道橋を通行してください(輪舞歩道橋の下は自 転車専用道路と定められており、道路交通法上、<u>自転車以外の通行は禁止</u>です。)

(6) ゴミの分別

学内ゴミの分別(可燃ゴミや不燃ゴミ)は、環境問題という点からも非常に大切で す。専用のゴミ箱へ捨て、リサイクルに協力してください。

- ① 可燃ゴミ…紙くず、紙パック類、割り箸、生ゴミ等
- ② 不燃ゴミ…プラスチック類、ポリ袋、お弁当容器等
- ③ 資源物 …空き缶、空きビン、ペットボトル等

(7) 自転車、自動車等の通学

本学では、学生の必要に応じて自転車と原動機付自転車(50cc以下)の通学を認めていますので、以下に従って手続きをしてください。

なお、自動車、オートバイによる通学は禁止です。

- ① 年度始めの所定の期日までに駐輪場使用願に必要事項を記入し、事務局窓口に提出してください。転居等の場合、年度途中の申込みも可能とします。
- ② 駐輪許可シールを受取後、自転車または原動機付自転車に必ず貼り、指定の 駐輪場に停めてください。駐輪場使用願を届け出していない車両、駐輪許可シ ールを貼っていない車両、自動車損害賠償責任保険に加入していない車両(原 動付自転車対象)に対しては駐輪場の使用を一切認めません。また、本学が指 定した駐輪場以外の場所に停めた場合は、乗り入れ禁止にする場合があります。
- ③ 構内では自転車及び原動機付自転車を手で押してください。
- ④ 令和2年4月から東京都では自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等に加入している必要があります(東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例)

(8) ペットの同伴

原則として、ペットを同伴しての登校は禁止します。ただし、大学開催イベント等(絆祭・公開講座等)、大学が許可した場合はペット同伴をすることができます。

(9) 急病時の対応

心身に異常がある場合の救急車等への対応は本学の指示に従ってください。 (緊急時の連絡先: 26~29ページ)

(10) 遺失物・拾得物

学内での遺失物・拾得物は3号館1階事務局窓口に届け出てください。 キャッシュカードやクレジットカードを紛失した場合は、悪用されないよう直ち に金融機関に届け出てください。

(11) 現金・貴重品の管理

現金・貴重品は原則として身につける等、各自管理をしてください。構内で盗難 被害等にあった場合は、すぐに事務局窓口に報告し、併せて最寄りの警察署に被害 届を提出してください。(南大沢キャンパス最寄り警察署:南大沢警察署)

第2章 事務手続きについて

1 学籍・学費

(1) 学生証

学生証は、本学の学生であることを証明する身分証明書です。通学時はもちろん常に携帯し、紛失、汚損することなく大切に取り扱わなければなりません。また、学生証裏面に記載されている注意事項を厳守してください。

① 発 行

新入生にはオリエンテーションにて配付します。発行された学生証は、記載されている有効期限日まで使用できます。

② 学籍番号の見方

(例) <u>2 4 1 1 0 0 0</u> (7) (4) (ウ) (エ)

- (7) 入学年度
- (イ) 学部・研究科

(1:動物看護学部、5:動物看護学研究科)

(f) 学科・専攻・その他

(1:動物看護学科、2:動物人間関係学科、5:動物看護学専攻)

(エ) 個人番号

個人番号

- ③ 学生証の提示が必要なとき
 - ・定期試験等の各種試験を受けるとき
 - ・在学証明書、成績証明書等の各種証明書の発行を受けるとき
 - ・学割証(学校学生生徒旅客運賃割引証)の発行を受けるとき
 - 図書館を利用するとき
 - ・その他、学内手続きにおいて、本人確認のために提示を求められたとき
 - ・ 通学定期券を購入するとき (交通機関窓口等で提示)
- ④ 学生証の再発行

学生証を紛失・汚損・IC チップ部分等の破損等をした場合は、「再発行申込書」 に必要事項を記入の上、再発行を事務局窓口に願い出てください。

(再発行手数料:1000円)

⑤ 注意事項

卒業・退学等により学籍を離れた時は必ず学生証を事務局に返却してください。



(2) 届出事項の変更

入学時に提出した学生情報は、学生証をはじめとする諸証明書の発行の前提となるものです。記載事項に変更が生じた場合は速やかに事務局窓口に届出を行い、正確かつ最新なものにしておかなければなりません。届出のない場合は証明等を行わないこともあります。

届出の必要な場合(※)…住民票、戸籍謄本等の、変更が確認できる書類の添付が必要

本人の登録情報変更

氏名(※)、現住所、自宅電話番号、FAX番号、携帯電話番号、メールアドレス、 通学情報、住居環境

正保証人の登録情報変更

氏名(※)、続柄、現住所(※)、自宅電話番号、FAX番号、携帯電話番号(保証 人以外の家族含む)、メールアドレス、勤務先情報、人物の変更(※)、

副保証人の登録情報変更

氏名、続柄、現住所、自宅電話番号、携帯電話番号、メールアドレス、人物の変更

(3) 休 学

病気その他やむを得ない事由により次学期を修学することができない者は、保証 人連署の上、休学を願い出ることができます。休学を希望する場合は、クラスアド バイザーに相談の上、「休学願」に事由を記入し、学長に願い出て承認を得なければ なりません。病気による場合は、医師の診断書を添付してください。

休学の期間は、1年を超えることはできません。ただし、特別の事由があると認められたときは、引き続きさらに1年延長することができます。通算して4年を超えることはできません。

休学を許可され、または命ぜられた者の授業料・実習費は免除されますが、在籍 料(施設費)は納入してください。

(4) 復 学

休学期間が満了したとき、または休学期間中でも休学の事由が解消したときは、「復学願」に事由を記入し、学長に願い出て承認を得なければなりません。病気で休学したときは、復学して差し支えないという医師の診断書が必要です。

(5) 退 学

退学しようとする者は、クラスアドバイザーと相談の上、「退学願」に事由を記入 し、保証人連署の上、学長に願い出て承認を得なければなりません。

当該学期の学費を納入していない者は、退学願を提出しても受理されませんので 注意してください。

(6) 除籍

次の場合は、除籍になります。

- ・学則第14条に定める在学年限を超えた者
- ・休学の期間を超えて、なお復学できない者
- ・学費の納付を怠り、催促しても、なお納入しない者
- ・死亡した者又は長期にわたり、行方不明の者

(7) 修業年限及び在学年限

4 年次までに卒業に必要な単位を修得できなかった場合は、自動的に修業年限が延長となります。在学できる期間は、入学から通算して8年です。ただし、休学期間を除くものとします。

(8) 学費納入について

納入方法

所定の期日までに銀行、郵便局の窓口もしくはATM、インターネット等で納入 してください。詳細は別途連絡します。

② 納入期日

前期分 3月10日(ただし、金融機関の休日にあたる場合は翌営業日) 後期分 9月10日(ただし、金融機関の休日にあたる場合は翌営業日)

※ 事情により、学費の分納または延納を希望する者は、学費納入期日の一 週間前までに申請書を提出の上、許可を得ること。

2 届出・証明書

(1) 事務局窓口について

事務局窓口場所:南大沢3号館1階 取扱日時:月~土 9:00~17:00

- ・日曜、祝祭日、振替休日、休業日及び創立記念日には、原則、窓口の取扱いを 行いません。
- ・本学行事日及び各休業期間中は窓口取扱日時を変更することがあります。その場合は掲示板もしくは緊急連絡メール等で連絡します。
- ・図書館の開館時間は上記と異なります。(「13 図書館の利用」を参照)
- ・「学年、学籍番号、氏名」を名乗ってから、用件を述べてください。
- ・必ず筆記用具を持参してください。

(2) 証明書発行・届出

証明書等が必要な際は事務局窓口で発行手続きをしてください。各種証明書は原則、ICチップ内蔵の学生証による自動発行による即時発行が可能です。但し、証明書によっては期間を要するものもありますので、余裕をもって申請してください。

- 注) 証明書類の発行には、諸証明書発行申請書及び発行手数料が必要です。 (おつりは出せません。)
- 注)*は本学ホームページ「在学生・卒業生の方へ」のページから申請書のダウンロードが可能です。

<事務局窓口取扱 各種証明書・届出等一覧>

(争初/的芯片	D 1402 -	<u>п</u> 1±		/шшч л		
種類	学部	研究科	手数料	発行に 要する 日数	備考	
在学証明書 *	0	0			和文・英文	
卒業見込証明書 *	0	_		unn+	発行可能期:4年次(当該年度内に卒業見込の者のみ) 和文・英文	
修了見込証明書 *	_	0		即時 注)英文は 約2週間	発行可能期:2年次(当該年度内に修了見込の者のみ) 和文・英文	
成績証明書 *	0	0	300 円	,, , = , = , , ,	和文・英文	
単位修得証明書 *	0	0			和文・英文	
卒業証明書 *	0	_		TILLY	発行可能期:本学卒業後 和文・英文	
修了証明書 *	_	0		別途	発行可能期:本学修了後 和文・英文	
健康診断書 *	0	0		約1週間	大学指定の健康診断未受診者は発行不可	
学割証 *	0	0	不要	即時	目安:年間 10 枚まで	
通学証明書	0	0	不要	別途	3 路線以上の乗り継ぎやバスを利用する定期券 を購入する際に必要となる場合がある	
学生団体旅行申込書	0	0			教職員が引率する8人以上の団体に適用	
再発行申込書	0	0	学生証 1,000円	翌日 (午後)		
中年11 甲込音	0	0	ロッカーキー 1,700 円	別途	_	
「学校において予防すべ き感染症」治癒証明書 *	0	0		_	履修ガイド&シラバス I授業と履修	
忌引届 *	0	0		_	欠席の項目参照	
変更届	0	0	不要	_	本人・正保証人・副保証人の氏名、住所、電話番号(自宅・携帯 電話)、メールアドレス、勤務先等の変更が発生した場合	
施設利用届	0	0		_	公認サークル等で学内施設を利用する際に必要	
合宿届	0	0			公認サークル等での学外合宿を行う際に必要	
駐輪場使用願	0	0		_	自転車及び原付自転車での通学に必要	

(3) 通学定期券・通学証明書

通学定期券は、自宅から本学までの区間に限り購入できます。通学定期券を購入するにあたって、定期券購入申込書とともに現住所・通学区間を記入した学生証を

定期券販売窓口に提示してください。なお、年度内に再度購入する場合は、使用中の通学定期券(期限切れ定期券でも可)を提出することによって通学定期券が購入できます。(バスを除く)

注) バスや鉄道 3 路線以上の定期券を購入する際は、通学証明書が必要な場合が あります。必要な場合は事務局窓口まで申し出てください。なお、通学証明 書は通学及び学外実習の目的以外には使用できません。

(4) 学割証

「学校学生生徒旅客運賃割引証(通称『学割証』)」は、学生個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的としたものです。JR を利用して片道 100km を超える区間を乗車する場合に使用できます。(普通乗車運賃の2割引)使用目的の範囲は、原則として次の目的をもって旅行をする必要があると認められる場合に限ります。

- ① 休暇、所用による帰省
- ② 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験等の正課教育 活動
- ③ 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- ④ 就職又は進学のための受験等
- ⑤ 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- ⑥ 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行
- ・申し込み、受取りは必ず本人が行ってください。
- ・枚数は1人年間10枚までを目安とします。
- ・有効期限は発行日から3ヵ月です。ただし、卒業年次の学生は当該年度の3月末 日まで有効となります。
- ・学割証は他人に譲渡することはできません。
- ・学割証を使用して乗車券を購入する際や乗車船中は、必ず学生証を携帯し、係員 の請求があるときは、提示できるようにしてください。

(5) 学生団体割引

課外活動等で8人以上が本学教職員の引率により、同じ発着経路により団体旅行を行う場合、学生団体割引(乗車船運賃の5割引)の制度を利用することができます。旅行の15日前までに、「学生団体旅行申込書作成願(本学所定用紙)」とJR各駅、旅行代理店等にある「団体旅行申込書」を事務局窓口に提出して証明を受け、乗車券を購入してください。

3 休講等について

(1) 休講

次のように措置します。

- ① 教員都合による休講は Moodle もしくは Web 掲示板に掲示します。 別途、教員から休講連絡に関する指示がある場合は、それに従ってください。
- ② 事前の掲示がなく、当該授業開始時刻から 15 分を経過しても担当教員が出講 しない場合は、事務局窓口に連絡してください。

(2) 緊急時における休講等の措置基準

緊急時における休講等の措置基準は以下のとおりです。

以下の基準を満たし、休講等の措置が必要と本学が判断・決定した場合は、Web 掲示板及び緊急連絡メールにて学生に連絡します。

注)交通機関の運休により、自動的に休講となるものではありません。 緊急時の措置については、必ず Web 掲示板もしくは緊急連絡メールで確認して ください。

【ヤマザキ動物看護大学 休講措置基準】

本学では、事故やストライキ等で京王線その他交通機関が運休となった場合も、可能な範囲で平常どおり授業を行う。但し、自然災害により交通機関が運休となった場合においては、以下のとおり、休講措置を講じる。

- 1. 午前6時現在、京王相模原線・京王線のいずれかが運休している場合は、午前 開講授業を休講とする。
- 2. 午前 10 時現在、京王相模原線・京王線のいずれかが運休している場合は、午後開講授業を休講とする。
- 3. 前項に掲げる各路線及び JR 横浜線、小田急線、多摩モノレールのいずれかの 全部又は一部の運休等、通学に著しい支障をもたらす状況が生じている場合、 若しくは生じることが予想される場合には、その都度休講等を決定する。
- 4. 定期試験等については、前項に基づき、試験開始時間を遅らせる場合や、試験を中止する場合がある。

試験を中止した場合は、予備日に振り替えることとする。

注) 運休: テレビ及びラジオ等により当該路線の全線の運転休止が確認されているものをいう。

【休講を決定する時刻】

- 午前開講授業については、午前6時までに決定する。
- 午後開講授業については、午前10時までに決定する。

4 学生への通知・賞罰・奨学金制度

(1) 学生への通知

① 学生への通知及び連絡事項

学生への通知・連絡等は、学内の掲示板もしくはメール配信にて行います。確認を怠った事で不都合・不利益が生じても、学生の自己責任となります。

② 掲示板

掲示板は本学と学生を結ぶ大切な伝達手段であり、一度掲示した事項は全学生に周知したものとして取り扱いますので、登下校の際には南大沢 1 号館 1、2、3 階、南大沢 2 号館 1、2、5 階、南大沢 3 号館 1、2 階にある掲示板を必ず確認する習慣をつけてください。

各掲示板の主な掲示内容は、以下のとおりです。

建物	階数	主な掲示内容		
	1 階	学園広報、ヤマザキ教育サポート (教材等)		
1 号館	2 階	就職支援、学友会・サークル・絆祭実行委員会、 入試広報、動物飼育		
	3 階	授業関連以外の専任教員からのお知らせ、図書館		
0 4 84	1 階	就職支援、官公庁等ポスター、学生相談室		
2 号館	写 館 5 階	学友会・サークル		
	1 階	学園広報		
3 号館	2 階	NPO 法人日本動物衛生看護師協会認定ライセンス試験 (JAHTA)、八王子市ポスター		

③ Microsoft Office365

学生へMicrosoft Office365 アカウントの発行をしています。利用方法はオリエンテーション時に配付の「学内システムのアカウントについて」を確認してください。Microsoft Office365 はブラウザからの利用の他、自身のスマートフォン等に Microsoft Office365 及び Outlook といったアプリケーションをダウンロードし、大学が発行するアカウントと連動させての利用が可能ですが、ダウンロードは自己責任の下で行ってください。手順の詳細は Web 掲示板「学生へのお知らせ」の「office365 の利用方法はこちら」を確認してください。

④ 緊急時の連絡について

自然災害やパンデミックによる休校措置等、緊急時には緊急連絡メール(楽メ) もしくは Web 掲示板でお知らせします。

緊急連絡メール(楽メ)とは、緊急時に大学が学生へ付与するアカウントのメールアドレス(オリエンテーションで配付)へ一斉に配信されるメールです。これらのメールは以下のアドレスから配信されますので、必ず受信できるように設定しておいてください。併せて、教職員から重要なメールが届く場合がありますので、以下のドメインのメール受信が可能となるよう、携帯電話等の迷惑メール設定を必ず確認、受信設定をしておいてください。

緊急連絡メール : mail @rakume.jp

Web揭示板:https://univ.yamazaki.ac.jp/univ/student/login.html

教職員からのメール:ドメイン名「@yamazaki.ac.jp」

(2) 表彰制度について

学業成績優秀者及び顕著な文化活動、スポーツ活動、社会的に模範的な行為を行った学生を表彰することがあります。

(3) 懲戒について

学則、その他の諸規則を守らず、学生としての本分に反する行為があった学生に 対して、規程に基づいて懲戒を行います。

(4) 奨学金制度について

奨学金制度とは、学業優秀者及び経済的理由により修学に困難がある学生に対して、学資の給付または貸与を行う制度です。

① 山﨑良壽記念奨学金

本学では、平成5年10月21日、学園創始者山﨑良壽先生の遺徳を偲びその建 学の精神に則り山﨑良壽記念奨学金が創設されました。この奨学金は、向上心に 富み、学力・技能に優れ、将来動物看護に関する分野の指導者または研究者をめ ざす学生の人材育成を目的とするものです。

本学生については、1~4年次生を対象に、各学年若干名に対し1人30万円が 給付されます。そのほか、家計急変者、大規模災害被害者も対象になります。

なお、本奨学金は原則として返還不要です。

② 日本学生支援機構の奨学金制度

公的奨学金制度として独立行政法人日本学生支援機構による奨学金を取り扱っています。奨学金の種類としては第一種奨学金(無利子貸与)、第二種奨学金(有利子貸与)と給付型奨学金(返還不要)があり、毎年4月上旬に募集があります。この制度に申し込むに当たっては、さまざまな条件、資格(学力、人物、保証人の所得等)が設定されています。詳細は事務局窓口に問い合わせてください。

(5) 教育ローンについて

本学園が提携している教育ローンがあります。他の金融機関のものに比べて、利用しやすい内容になっています。詳細は事務局窓口に問い合わせてください。

5 「本学指定教材」及び「ヤマザキ学園オリジナルグッズ」

株式会社ヤマザキ教育サポートでは、本学指定教材、各科目教科書及び参考書、ヤマザキ学園オリジナルグッズを販売しています。販売品、購入方法等の詳細は、1 号館1階掲示板「ヤマザキ教育サポート(教材等)」を確認してください。

【お問い合わせ先】

会社名:株式会社ヤマザキ教育サポート

連絡先:042-670-1681

Mail: kyozai@yamazaki.ac.jp

第3章 学生生活について

1 クラスアドバイザー制度

学年主任、副主任、クラスアドバイザー、アシスタントアドバイザーが連携し、科目履修から専攻の選択、進路・就職相談まで、きめの細かい学生対応をします。 定期的に面談を実施し、入学時から卒業までの身近な相談相手として、学生一人ひとりの個性や長所を把握し、具体的なアドバイスで支援します。何か困ったことがあったら、オフィスアワーの時間等を利用し、積極的に相談してください。

2 オフィスアワー

オフィスアワーとは、学生と教員のコミュニケーションを充実させる為に設けた時間のことです。授業や学生生活に関すること等、様々なことについて相談できる時間となっており、教員は各研究室で待機しています。詳細はオリエンテーションでの案内を確認してください。

3 健康管理

(1) 自己管理

健康な日常生活を送るためには、規則正しい生活を営むことが大切です。適切な 栄養摂取と適度な運動を心がけ、清潔な環境に留意し、健康的で充実した学生生活 を送ってください。

(2) 定期健康診断

健康診断は、毎年1回4月に実施されますので必ず受診してください。学校保健 安全法に基づき、全学生を対象として行うよう定められているもので、身体測定、 視力検査、胸部レントゲン検査、内科検診等を行います。

(3) 健康診断書の発行

健康診断書は、就職活動等で必要となることがあります。事務局窓口で発行しますが、定期健康診断を受診していない場合は発行できません。

また、健康診断書の発行には申請から1週間程度かかりますので、余裕を持って 事務局窓口に申し込んでください。

(4) 学校医

学校医は看護師と連携を取って、皆さんの健康管理及び指導を実施します。健康 に不安がある方や、健康管理について指導を受けたい方は、まずは医務室まで相談 に来てください。

(5) 医務室(ほっと)

医務室は学内で休養が必要な場合に使用できます。看護師が在室している時は、 直接医務室に来室してください。看護師不在時に医務室を使用する場合は、事務局 窓口に申し出てください。

- ① 場所・開室時間:南大沢3号館1階 月~土 9:00~17:00※ 看護師在室時間:月~金 10:00~17:00
- ② 業務内容: 応急処置·健康相談
- 注) 日曜日、祝祭日、振替休日、休業日及び創立記念日は閉室となります。
- 注)土曜日、日曜日、祝祭日、振替休日、学園行事日、創立記念日及び各休業期間 は看護師不在です。

(6) 学生相談室 (ステップ)

学生相談室は、皆さんが自分らしく成長することをサポートするところです。人間関係、学業や進路、心身の健康や家庭等について、カウンセラー(臨床心理士・公認心理師)と一緒に考えていきましょう。そして、ご自分の特性を生かし、次のステップへと安心して踏み出せるようにサポートします。お話の内容の秘密は守ります。

① 場 所:南大沢2号館1階 学生相談室

開室日時:月曜日(毎週)・木曜日(第 1, 3, 4、5)及び金曜日(第 1, 2, 3, 5) 9:30~17:00

- 注)開室日の変更等は、学生相談室前にある「学生相談室だより」でもお知らせしています。
- ② カウンセリング予約の方法

カウンセリングは基本的に予約制となります。来室者がいない時や緊急の場合は予約がなくても相談を受けることができます。その場合は少しお待ちいただくことがありますのでご了承ください。次の方法で予約することができます。

【メール申込】学籍番号、学年、クラス、氏名、希望日時(第2希望まで)、連絡先を必ず書いて、soudan@stu.yamazaki.ac.jp(予約専用)に送信してください。後日、カウンセラーから返信します。

【電話申込】電話番号:042-678-6020(電話は開室日のみ通じます。)

【来 室 申 込】開室時間中に、直接学生相談室までお越しください。

(7) 遠隔地被扶養者証(保険証)

自宅外通学者は「遠隔地被扶養者証(保険証)」を交付してもらい、常に携帯してください。病院で保険診療を受ける際に必要となります。手続きは保証人が加入している保険機関に在学証明書(本学発行)を添えて申請してください。また、この保険証は毎年更新され、再交付の際にも必要となります。

(8) 体調が悪いとき

まずはかかりつけの医師に連絡してください。かかりつけの医師の不在、または かかりつけの医療機関がない場合は次を参考にしてください。

① 契約病院 (緊急診療及び適切な医療機関の紹介が可能)

診察科目	病院名	住 所		電話番号
内科	南大沢メディカルプラザ	192-0364	八王子市南大沢 2-25 フォレストモール 2F	042-670-2460

② 東京都内の医療機関情報サービス

・東京都医療機関案内サービス「ひまわり」

受診希望日の当番医・歯科医等、都内の医療機関に関する情報を掲載しています。

H P: https://www.himawari.metro.tokyo.jp/qq13/qqport/tomintop/

電話:03-5272-0303

東京都若者総合相談「若ナビα」

18歳以上の若者を対象とした無料相談窓口です。

H P: https://www.wakanavi-tokvo.metro.tokvo.lg.jp/

電話:03-3267-0808

(9) ハラスメントの防止

本学では、良好にして快適な教育、研究の環境を確保するため、「学校法人ヤマザキ学園ハラスメント防止に関する規程」に基づき、学生及び教職員におけるハラスメントの防止に努めています。

この規程に基づき、本学園はハラスメントの防止及び解決を図るため、ハラスメント防止委員会を常置し、ハラスメント相談員を配置しています。どんなに些細なことでも一人で悩んだり諦めたりすることなく、まずはハラスメント相談員等、信頼できる人に相談してください。ハラスメント相談員の連絡先は1号館2階掲示板で公表しています。

ハラスメントは身近な問題であり、以下に挙げるいくつかの嫌がらせはどれも明らかな人権侵害にあたるものです。

・セクシャルハラスメントー「セクハラ」

相手の望まない性的な言動をすることによって、相手を不快な気持ちにさせたりすることです。新聞・雑誌等で紹介されるような悪質なわいせつ行為だけでなく、従来では当たり前と考えられてきた意図的でない言動が相手や第三者にとって不快であれば、それがセクシャルハラスメントです。

現実には男性から女性に対して、社会的な立場や力関係を背景にして起こることが多いのですが、セクシャルハラスメントが起こるのはこのパターンに限りません。 同級生間や同性間で起こることもありえます。つまり、加害者・被害者のどちらに もなる可能性があるということです。

アカデミックハラスメントー「アカハラ」

アカデミックハラスメントは大学等の研究・教育機関において、教員等が学生等に対して嫌がらせを行うことをいいます。不当に低い評価を与えたり、必要な指導やアドバイスをしなかったり、それによって、相手の勉強意欲を悪化させること等です。

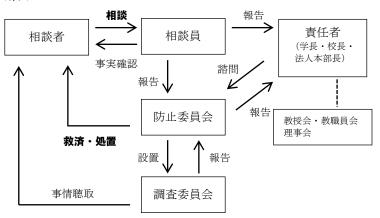
・パワーハラスメントー「パワハラ」

パワーハラスメントは職権等のパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて 継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、学生の修学における関係を悪化させ、 それによって学習不安を与えること等をいいます。

アルコールハラスメントー「アルハラ」

アルコールハラスメントは、アルコール飲料に絡む嫌がらせ全般を指す言葉で、相手に飲酒の強要、イッキ飲ませ、意図的な酔いつぶし、飲めない人への配慮を欠くこと、酔ったうえでの迷惑行為等があります。一つでも当てはまればアルコールハラスメントになります。また、断りづらい雰囲気の中で飲酒をすすめることも事実上の「飲酒の強要」であり、アルコールハラスメントとなります。

② 解決までのプロセス



相談員には相談者のプライバシーを保護するための「守秘義務」があります。相談者の了解を得ず、他者に伝えることは決してありません。

4 学生保険

(1) 学生保険の利用

本学の学生は全員、日本国際教育支援協会の「学生教育研究災害傷害保険(学研 災)」「学研災付帯賠償責任保険 A コース」に加入しています。詳細については 4 月 に配布する「加入者のしおり」を参照し、対象となる事故が生じた場合には、ただ ちに事務局窓口まで連絡してください。

① 学生教育研究災害傷害保険(学研災)通学特約:有、接触感染特約:無 学研災とは、教育研究活動中に急激かつ偶然な外来の事故に遭い、身体に怪我 を負ってしまった場合に補償される傷害保険であり、病気、及び、私生活中(アル バイト等)に遭った事故による怪我は補償の対象外です。

ア 補償内容 (病気は対象外)

	治療(通院) 日数	支払保険金	入院加算金 (180 日限度)
正課中・学校行事中	1 目以上	3 千円~ 30 万円	
上記以外で学校施設内にいる間、 通学中・学校施設等相互間の移動中 (合理的な経路及び方法による場合 のみ補償)	4 日以上	6 千円~ 30 万円	入院1日毎に 4千円
学校施設外での課外活動 (サークル活動)中	14 日以上	3 万円~ 30 万円	

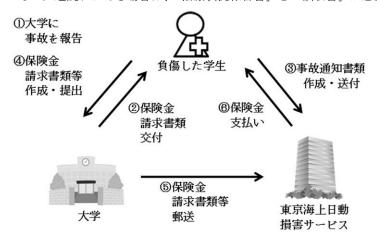
イ 保険金請求方法(事故で身体に傷害を被った学生が行うこと)

- ① 大学に事故を報告
- ② 大学から保険金請求書類の受取
- ③ 東京海上日動損害サービス課に事故を通知(はがき・携帯・パソコン・FAX) ※ 通学中の場合は、通学中事故証明書等も必要。
 - ※ 事故発生から30日以内に通知をしない場合、保険金が支払われない可能性がある。
- ④ 保険金請求書類等を作成・大学に提出

【保険金請求書類等】

- 保険金請求書(4枚つづりのもの)
- 治療状況報告書
- 病院の領収書、または、医師の診断書※1
- 「保険金請求書セット」につづられている「診断書」※2

- ※1 保険金請求額が10万円以下で後遺障害がない場合は不要。
- ※2 保険金請求額が10万円を超える場合に必要。ただし、診断書を提出 した医療機関以外にも受診した医療機関がある場合や診断書に記載の ない入通院日がある場合は、「治療状況報告書」と「領収書」が必要。



② 学研災付帯賠償責任保険 A コース加入 この保険は、国内において正課、動物病院実習、インターンシップ等の課外活動、 学校行事及びその往復の際に、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したこと により被る法律上の損害賠償を補償します。

ア 補償内容

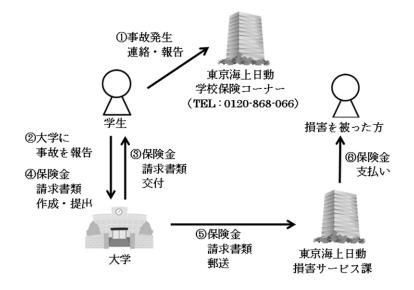
	補償の有無	備考
正課中・学校行事中	0	1事故につき、1億円限度
上記以外で学校施設内にいる間	×	_
学校施設外での課外活動 (サークル活動)中		1事故につき、1億円限度 ※移動中に関しては、合理的な
通学中・学校施設等相互間の 移動中	O	経路及び方法で移動した場合 のみ、補償
居住・宿泊施設の所有・使用 または管理に起因する事故	×	ただし、受託物(例えば友人からの借り物等)は補償対象となる場合がある為、東京海上日動に確認が必要
その他、日常活動中	×	_

イ 保険金請求の流れ(学生が行うこと)

- ① 事故発生連絡・報告 (東京海上日動学校保険コーナー (0120-868-066) に電話)
- ② 大学に事故を報告
- ③ 大学から保険金請求書類の受取
- ④ 保険金請求書の作成・提出

【必要書類】

- 保険金請求書
- 付帯賠責事故証明書
- ・ その他(破損状況の写真、見積書、示談書、確認書等、ケースにより異なる)



5 防災

(1) 防 災

関東地方周辺で東海地震や直下型地震が起こる確率が高くなってきているといわれています。日頃から災害に対する備えを充分に行い、災害発生時に被害を最小限に食い止めるためにも、各自冷静に行動してください。

なお、非常時に冷静な行動ができるよう、平時に本学館内の避難経路及び消火器、 消火栓、火災報知器の位置を必ず確認してください。(避難経路:81~87ページ)

(2) 地震災害対応について

- ① 学生の対応
 - ・在宅中に災害を伴うような地震が発生した場合は自宅待機をしてください。
 - ・通学途中で災害を伴うような地震が発生した場合は自宅に引き返し、自宅待機 をしてください。ただし、本学近くまで来ていて、本学の方が安全と思われる 場合はそのまま登校し、教職員その他本学関係者の指示に従ってください。
 - ・授業中に地震が発生した場合は教員の指示に従い待機または避難してください。 待機の場合、安全を確認し、教室と廊下のドアを開け、照明その他のスイッチ を切ってください。外には飛び出さず、できるだけ机の下に身を隠し、頭部を 守るようにします。揺れが峠を越した時点で教職員の指示に従い、避難集合し、 安全が確認された後の対応は教職員の指示を受けて行動してください。
- ② 訓 練

地震災害に関する避難訓練は、毎年実施する「防災訓練」に併せて行います。

- ③ 避難場所
 - ・一時避難場所:災害時の危険を回避するために一時的に避難する場所、または 帰宅困難者が公共交通機関の回復まで待機する場所です。
 - ◎本学付近の一時避難場所:南大沢小学校

(東京都八王子市南大沢 4-18)

- ・広域避難場所:火災が広い範囲に及び、身の危険を感じたとき、熱や煙、有毒ガス、浸水等から生命の安全を確保する、延焼の危険の少ない場所です。
 - ◎本学付近の広域避難場所:東京都立大学

(東京都八王子市南大沢 1-1)

(3) 火災発生時の対応

① 早く知らせる

火災を発見したときは、火災報知器を押し、大声で近辺の人達に知らせてくだ さい。

② 授業中に発生した場合、教員の指示に従いすばやく逃げる

室内ではドアや窓を閉めて出ます。煙の中を逃げるときは姿勢を低くしてハンカチ等で口を覆い、避難してください。エレベーターは絶対に使用しないでください。学内には防火扉が設けられており、発煙を感知すると自動的に閉まる構造になっています。ただし、施錠されてはいないので、手で開けることができます。

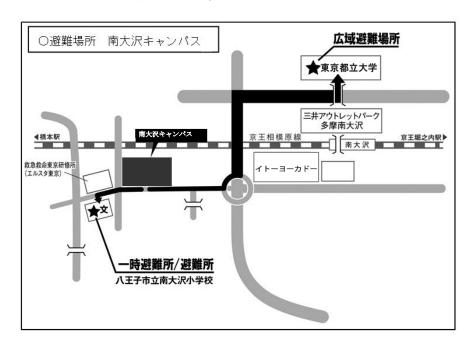
③ 初期消火

絶対に無理をしないで、必ず周辺に応援を求めてください。初期消火の限界は、 天井に火がとどくまでです。

※ 一人暮らしの人は、外出時に火の始末を確認する習慣をつける等、火災防止を心がけてください。

(4) 災害時用の備蓄品

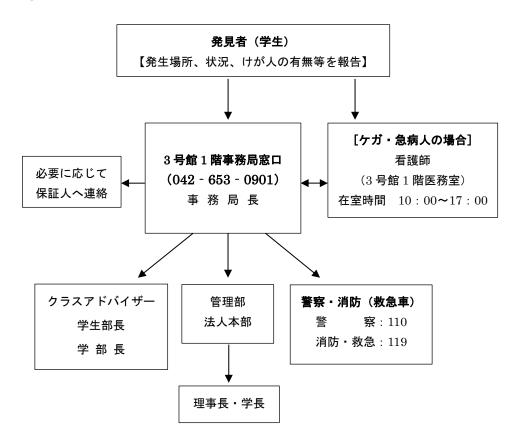
災害時に帰宅が不可能となった際の対応として、本学では教職員、学生数に見合う水等の各種物品を常備しています。



(5) 緊急時の連絡先

授業中、課外活動中等、キャンパス内でけが人や急病人の発生または不審者等を 見掛けた際は、以下のとおり本学に連絡をしてください。

① 事務局窓口業務時間内(月~土 9:00~17:00)

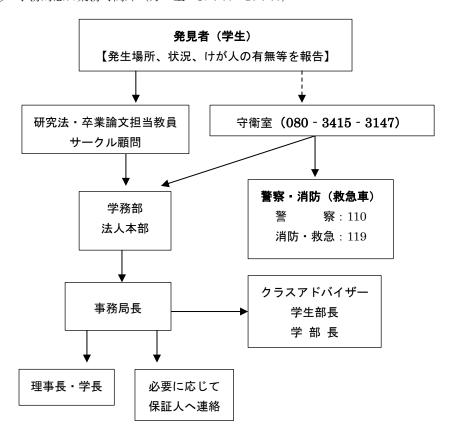


南 大 沢 警 察 署:042-653-0110

八王子消防署由木分署: 042 - 676 - 0119

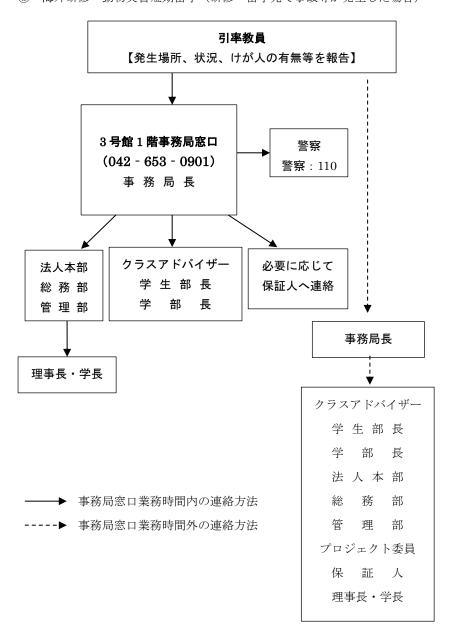
多摩地区災害救急情報センター: 042 - 521 - 2323 または #7119

② 事務局窓口業務時間外 (月~十 17:00~20:00)

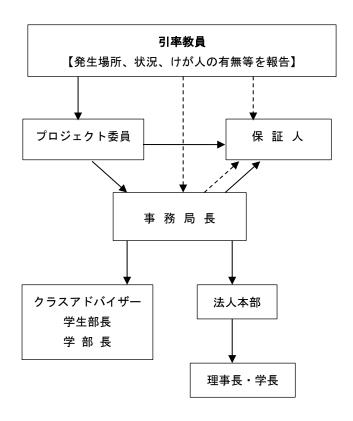


- ----▶ 研究法・卒業論文担当教員またはサークル顧問が不在の場合の連絡方法
- 注)サークル活動や研究法・卒業論文作成等で学内施設を利用する際は、緊急事態 に備えて、予めサークル顧問や卒業論文指導教員の動向を把握しておき、緊急事 態の際に対処できるように、日頃から団体内の連絡網等を確認しておき ましょう。

③ 海外研修・動物実習短期留学(研修・留学先で事故等が発生した場合)



④ 国内研修(研修先で事故等が発生した場合)



- 事務局窓口業務時間内の連絡方法
- ----▶ 事務局窓口業務時間外の連絡方法
- 注 1) 原則として、事務局窓口業務時間内に緊急事態(急病・ケガ・行方不明)が発生した場合、引率教員は本学へ状況を連絡し、その後プロジェクト委員または事務局長から保証人へ連絡をします。
- 注 2) 事務局窓口業務時間外に緊急事態が発生した場合、引率教員から事務局長へ直接連絡をします。また、状況に応じて、引率教員が保証人へ直接連絡することもあります。

6 学友会

学友会は全学生が会費を納め(学費と同時に納入)加入する団体です。学生から 選ばれた役員会のもと、文化活動及び体育活動等を企画・実施して会員相互の親睦 と融和を図りつつ、自治・自立の精神を養うことを目的としています。学友会費は 文化系・体育系サークルの活動や大学祭開催等に役立てられます。(学友会会則及び サークルに関する規則:54~62ページ)

7 課外活動

充実した学生生活を送るために、正課の授業の他、学生自らが積極的に考え、行動する課外活動に参加しましょう。課外活動を通じて、正課では学ぶことのできない経験と知識を得て、豊かな人間性を身につけてください。

(1) 公認サークル活動

本学では、規則に定めた諸条件を満たして学友会に公認されたサークルの活動を援助しています。公認されたサークル(以下「公認サークル」と呼ぶ)は本学からの便宜供与を受けるほか、学友会からの助成金を得て活動することができます。公認サークルの継続手続き、並びにサークルの新規公認を希望する場合の手続きに関しては、「公認サークル活動に関する規則(58~62 ページ)」を参照してください。

(2) 施設の利用

学友会及び本学の承認した学生団体、学生集会には、活動に必要な施設の利用を 認めています。使用を希望する場合は「施設利用願」を事務局窓口に提出してくだ さい。使用にあたっては、本学の諸規則・注意事項を厳守してください。

(3) 学外での活動における怪我等について

インターンシップやボランティア活動等、その活動中に傷害を負った場合、大学 がその活動を正課、学校行事または課外活動(サークル活動等)と位置付けている 場合は、学生教育研究災害傷害保険(学研災)の対象となります。

(4) アルバイト

アルバイトを探す場合は、次のことに留意しましょう。

- ・学業に支障をきたさないように計画してください。
- ・求人条件と仕事の内容を理解し、自己の能力に応じたものを選んでください。
- ・賃金が高いからといって、本学学生としての品位を損なう職種、あるいは様々な 危険を伴う職種にはつかないでください。
- ・いったんアルバイトの契約をしたら社会的な責任が生じます。遅刻、無断欠勤等 をせず、責任ある態度で誠実に勤務しましょう。

8 同窓会

ヤマザキ学園同窓会は平成26年4月1日に発足しました。学校法人ヤマザキ学園の建学の精神及び運営方針に則り、会員相互の親睦を図り、在学生との交流を深め、母校及びヤマザキ学園の研究教育の支援及び発展に寄与することを目的とします。 ヤマザキ学園同窓会には、本学卒業生が会員の大学部会が置かれています。在学生は同窓会の準会員として位置づけられています。

9 後援会

後援会は、本学に在籍する学生の父母またはこれに準ずる者から構成され、会員相互の親睦を図るとともに、大学と密接に連絡しながら、施設の充実等大学の教育・研究に寄与することを目的とします。学生の課外活動に対しては、一定の基準に従った支援金の交付も行っています。

10 学生ロッカーの利用

(1) 施設・設備

1号館1階、2号館1階・2階、3号館2階に学生用ロッカー室があります。ロッカーは一人ひとりに貸与されます。利用に際しての注意事項を守り、他の学生の迷惑にならないよう常に整理整頓、清潔を心がけて使用してください。

なお、注意事項及び本学の指示に従わなかった場合は、ロッカーの使用を停止、または使用許可を取り消すことがあります。

(2) 利用に際しての注意事項

- ・鍵及びロッカーは個人の責任で管理してください。鍵を忘れた場合、貸出は行いません。ただし、鍵紛失時の再発行期間中の場合はその限りではありませんので、事務局窓口に問い合わせてください。
- ・鍵を紛失したときや、ロッカー及びその付属備品を毀損したときは、速やかに 事務局窓口へ届け出てください。故意・過失に拘らず実費弁償となります。
- ・盗難、火災等によって収納品に損害が生じても、本学は責任を負いません。 貴重 品はロッカーで保管せず、常に身に付けるようにしてください。
- ・鍵の複製及び他人への貸与・譲渡、指定外ロッカーの使用は禁止です。
- ・ロッカーに収納できるものは教科書、実習着等、学内生活に必要なものに限ります。 危険物、腐敗や汚損しやすい物等は絶対に収納しないでください。
- ・ロッカー室内は飲食禁止です。
- ・個人ロッカー以外 (ロッカー室の床等) には荷物を置かず、整理整頓を心がけてください。

- ・夏季休業、春季休業の前にはロッカーの清掃と消毒を必ず実施してください。
- ・貸与期間が終了した際(卒業及び退学等)は直ちに収納品を撤去して、鍵を返納してください。従わない場合は、本学で開扉及び収納品の処分をします。この処分に対して一切異議申し立てはできません。また、処分の際に要した実費を請求します。
- ・本学が必要と認めた場合、ロッカー内を確認することがあります。

11 コンピュータ施設の利用

(1) 施設・設備

本学では PC を使った演習授業を行うための PC 教室及び語学学習教室があり、全学生が PC を使用できます。また、図書館にも学内蔵書及び学外図書館資料検索用の PC が設置されています。システム環境として、Windows11 がインストールされている PC が 1 号館 3 階 PC 教室・語学学習教室及び 3 号館 4 階 PC 教室に設置されています。インターネットを利用した情報検索や電子メールの利用はもとより、Word、Excel、PowerPoint 等のソフトが利用できます。(授業時間以外にも使用可能)

(2) 利用対象者

原則として、本学の学生及び教職員のみ使用することができます。ただし、本学が利用を認めた者についてはこの限りではありません。

(3) ログイン ID・パスワードについて

・オリエンテーション時に配付します。原則、再発行はしませんので、自己管理を 徹底してください。

(4) 学生用メールアカウントについて

- ・メールアカウントを一人ずつ配付します。(※ドメイン:@stu. yamazaki. ac. jp)
- 教職員とのコミュニケーション手段の一つとして利用してください。
- ・自然災害による休校措置等、緊急を要する場合は本学が配付した学生メールアカウントに緊急連絡メールを配信します。こまめにチェックできるように携帯電話やスマートフォンでもメール送受信可能な環境を整えましょう。
- ・Microsoft Office365 及び Outlook はブラウザからの利用の他、自身のスマートフォン等にそれらのアプリケーションをダウンロードし、大学が発行するアカウントと連動させての利用が可能ですが、ダウンロードは自己責任の下で行ってください。手順の詳細は Web 掲示板「学生へのお知らせ」の「office365 の利用方法はこちら」を確認してください。

(5) プリンターの利用方法について

- ・印刷プレビュー表示をしてから印刷をして無駄な印刷物を減らす配慮をしてください。極力、モノクロ・両面・Nアップ設定等で印刷するようにしてください。
- ・印刷の内容や枚数、印刷実行者情報等は全て履歴が残っています。節度を持って 利用してください。
- ・印刷物の取り忘れ、印刷ミスの放置はしないでください。

(6) 利用に際しての注意事項

- ・混雑している時は利用の優先順位を考えて譲り合いましょう。(席取り禁止)
- ・雑談や携帯電話を使用する等、他人に迷惑となる行為は慎んでください。
- ・学園 PC でのスマートフォン等の充電は禁止です。
- ・室内での飲食、傘の持ち込み、化粧等の行為は故障の原因となるため厳禁です。 傘は各校舎1階の傘立てに置いてください。
- ・PC が不調な場合はすぐに職員に声をかけてください。
- ・インターネットを使用する際には個人情報の漏洩に注意しましょう。
- ・コンピュータウィルスに注意してください。知らない人から来た電子メールや添付ファイルは絶対に開かないこと。
- ・インターネットを利用する際にも法律や規則を守らなければなりません。インターネット上の行為であっても法律に違反するものは罰せられますし、知らなかったでは済まされません。特に著作権や肖像権、プライバシーの侵害及び他人の社会的評価にかかわる問題については十分に注意する必要があります。
- ・作成したデータは USB メモリー等の記録媒体に保存し、PC 内部に残さないようにしてください。

(7) 南大沢キャンパス Wi-Fi 利用について

南大沢 1 号館 4 階学生ラウンジ・2 号館 1 階学生ラウンジ・ドッグカフェ及び 5 階スカイダイニングで、学生用無線 LAN Wi-Fi 利用が可能です。モラルを持って 使用してください。

12 学生用施設・設備の利用

(1) 利用日及び利用時間

利 用 日:月~土(日曜日、祝祭日、振替休日、休業日及び創立記念日を除く)

利用時間:(施設利用)月~金:9:00~19:30、土:9:00~17:00

(校舎開閉) 月 \sim 金:8:00 \sim 20:00、±:8:00 \sim 17:00

注) サークル等で学生用施設を使用する場合は、事前に事務局窓口へ施設利用願 を提出してください。

(2) 学生ラウンジ (学生控室)

1号館4階学生ラウンジ、2号館1階学生ラウンジは休憩、その他学生が自由に集える場所です。

(3) スカイダイニング (学生食堂)

南大沢2号館5階にセルフサービスの学生食堂があります。学生、教職員全員が 使用する施設ですので、各自、後片付け等をしっかりと行ってください。学生食堂 の営業時間外であっても、学生が自由に過ごせる場所として開放しています。

学生食堂営業日時:平日11:30~13:30

(原則、土日祝祭日及び各休業期間中は営業しません。)

(4) セントフランシスホール (体育館)

南大沢1号館4階の学生ラウンジに隣接したスペースです。バドミントン、ソフトテニス、卓球等、ガラスや壁を破損しない遊具は使用可能です。

(5) グリーングラスロッジ

南大沢キャンパスにはグリーングラスロッジがあります。ヤギ等を飼育しており、 動物飼育管理実習等の実習施設として使用しています。

(6) ドッグカフェ

南大沢2号館1階に「ドッグカフェ」があります。モデル犬の飼い主等との交流の場として利用可能です。

(7) 運動場

南大沢キャンパスには運動場があります。利用におけるルールを順守の上で責任を持って利用し、利用後は必ず後片付けを行ってください。また、本学の備品(ボール等)を使用した場合は必ず返却してください。(貸出・返却場所:事務局窓口)

(8) 駐輪場

南大沢キャンパスには駐輪場があります。使用方法はキャンパスルールを参照してください。

(9) シャワー室

シャワー室の利用希望者は事務局窓口で手続きを行なってください。

利用可能時間:平日9:00~18:30、土曜日9:00~17:00

(10) 無料プリンターの使用(枚数制限あり)

1 号館 3 階語学学習教室に設置されているプリンターについては、コピー及びスキャンが基本無料になります。ただし、コピーについては、下記のとおり年間使用枚数を設定しており、制限枚数を過ぎた場合は印刷ができません。注意事項をよく確認の上、使用してください。

【コピー制限枚数】

1年~3年:50枚/年

4年:400枚/年 大学院生:400枚/年

※ 使用の際は、入学時に各学生へ配付したアカウント・パスワードにて ログインをして使用してください。

(11) 自転車及び遊具等貸出

自転車及び遊具等の貸出を以下のとおり行っています。

- ① 取扱場所:事務局窓口
- ② 取扱時間:月~土 9:00~17:00
- ③ 貸出用品:自転車・バスケットボール・フットサルボール・卓球一式・バト ミントンラケット・ソフトバレーボール・トランプ・UNO等
- ※ 本学の貸出自転車は、自転車損害賠償保険に加入しています。

(12) スマホ等の充電スペース

以下の場所に学生用充電スペースを設置しています。充電スペースに設置してある指定電源タップからの充電を可としますので、節度を持って利用してください。

【設置場所】1 号館 4 階・2 号館 1 階学生ラウンジ、2 号館 5 階スカイダイニング

- ※ 原則、充電以外の用途では使用しないでください。
- ※ 充電に必要なケーブルやアダプタは各自で準備してください。 大学からの貸出は一切しません。
- ※ 電源タップが混み合っている場合は、譲り合って利用してください。
- ※ 充電スペース利用に際しての盗難・紛失・破損・故障等について、大学は一切の責任を負いません。自己責任で利用してください。

学生ロッカー室等を含め、学生用施設の共有スペースにおいて、大学が許可した場所以外に、物品等を放置している場合は、一定期間を置いて処分することがあります。構内における盗難については学生の自己責任となります。各自で自己管理を徹底し、盗難被害に遭わないよう、注意してください。

13 図書館の利用

南大沢キャンパスにある図書館では、図書、視聴覚資料の貸出、閲覧、電子ジャーナルの閲覧等さまざまなサービスを行っています。

(1) 場所・開館日・開館時間

- ① 場所
 - ·南大沢1号館1階:図書館書庫
 - ・南大沢1号館3階:図書館(カウンター)
- ② 開館日·開館時間

開館日	月~金	第1・3 土	第2・4 土
開館時間	9:00~19:00	9:00~17:00	9:00~13:00

- 注) 開館時間は変更になる場合がありますので、事前に確認してください。
- 注) PC コーナー及び視聴覚コーナーはカウンター前にあります。

(2) 休館日

日曜日、祝祭日、振替休日及び休業日は閉館となります。

注)図書館ドアにて掲示及び図書館 HP の「図書館からのお知らせ」、「開館カレン ダー」にてお知らせします。休館日は変更になる場合もあります。

図書館 HP: http://univ.yamazaki.ac.jp/univ/about/library/

(3)貸出

資料は自由に閲覧できますが、館外で利用する時には、借りる本と学生証を持って、カウンターで手続きをしてください。

① 図書

• 学 生: 5 冊 2 週間

・卒業年次生:10冊 1か月

・大学院生:10冊 1か月

・教 職 員:15冊 1か月

② 視聴覚資料

- 1点 2泊3日(上下巻の場合、2点)
- 注)著作権処理済の資料に限ります。貸出できない視聴覚資料は館内での利用 のみとなります。

(4) 長期貸出

各休業期間中には、長期貸出を行います。貸出期間は、その都度、掲示にてお知らせします。

(5) 貸出延長

資料を引き続き使用したい場合、予約が入っていなければ続けて借りることがで

きます。返却日までに資料と学生証を持って、カウンターで手続きをしてください。

注)貸出期間は更新日から2週間です。

(6) 返 却

返却日までに、借りた資料を持ってカウンターに返却してください。返却ポストが設置されていますので、閉館時には返却ポストに返却することができます。また、病気等のやむを得ない事情で返却が遅れる場合は、カウンターに直接申し出るか電話で連絡をしてください。返却が遅れると、その日数により貸出停止になります。

(7) 紛失・破損

借りている資料を紛失または汚損・破損してしまった時は、直ちにカウンターの 職員に連絡をしてください。

(8) PC コーナー

インターネットや本学が所蔵する図書や雑誌の検索ができます。学生証を持って、 カウンターで手続きをしてください。利用する際はカウンターの職員の指示に従っ てください。

① 本学蔵書検索

図書館 HP の「資料を調べる・探す」→「本学の資料を探す」で検索することができます。

蔵書検索 (OPAC): https://yamazaki-lib.opac.jp/opac/Top 学内のパソコンの場合、Yamazaki Intranet の Library 「蔵書検索」からも検 索できます。

- ② 利用できるデータベース
- 注) アクセス数の制限がある為、イ~オを利用する時は、カウンターへ申し込ん でください。
- ア CiNii Research

内容:国内の学会誌、紀要の論文、博士論文、大学図書館が所蔵する図書、 雑誌の検索

イ 朝日新聞クロスサーチ (朝日新聞記事データベース)

内容:朝日新聞(1985年以降)、AERA、週刊朝日、朝日新聞縮刷版(1879-1989年)、知恵蔵等の記事検索

ウ Japan Knowledge Lib (事典・辞書)

内容:日本大百科全書、英和大辞典等 78 のコンテンツ

エ 医中誌 Web

内容:国内の医学関連分野の約6,000 誌から収録した約1,000 万件の論文情報を検索可能

オ IDreamIII

内容:国内外の科学技術や医学・薬学関係の論文情報を約 6,000 万件収録し、 検索可能

カ Academic Search Elite

内容:人文科学から自然科学分野の約3,700 誌の論文検索、約2,100 誌をフルテキスト(論文全文)で利用可能

③ 利用できる電子ジャーナル

電子ジャーナルはインターネットを通して電子的に提供される雑誌です。パソコンからフルテキスト(論文全文)へのアクセス、ダウンロードが可能です。

<電子ジャーナル>

	、電子ンヤーブルク				
No.	電子ジャーナル名				
1	American Journal of Veterinary Research				
2	Animal Biology				
3	Animal Genetics				
4	Animal Health Research Reviews				
5	Animal Welfare				
6	Australian Veterinary Journal				
7	Canadian Veterinary Journal				
0	Conservation Biology Package				
8	「Conservation Biology」「Conservation」の2誌				
9	Journal of Applied Animal Welfare Science				
10	Journal of Ethology				
11	Journal of Heredity				
12	Journal of Medical Entomology				
13	Journal of Ornithology				
14	Journal of Small Animal Practice				
15	Journal of Veterinary Diagnostic Investigation				
16	Journal of Veterinary Internal Medicine				
17	New Zealand Veterinary Journal				
18	ProjectMuse				
	Science Direct Subject Collection				
19	(Veterinary Science and Veterinary Medicine)				
	出版社エルゼビア発行の獣医学関連のオープンアクセスの雑誌 77 誌				

20	SpringerLink
21	The Veterinary Nurse
22	Veterinary Clinical Pathology
23	Veterinary Nursing Journal
24	Veterinary Surgery

(9) 視聴覚コーナー

ビデオや DVD 等が視聴できます。視聴したい資料の登録番号を控えて学生証を持って、カウンターで手続きをしてください。利用時間は、3 時間以内です。

(10) グループ学習室

南大沢1号館2階128 教室で授業がない曜日に限り、カウンターで手続き後、図書館の本や視聴覚資料を持ち運び利用できます。利用したい方は、カウンターの職員に申し出てください。

利用時間 月~金 9:00~17:00

(11) 資料の予約

希望する資料が貸出中の場合は、予約ができます。予約したい資料をカウンター の職員に申し出てください。

(12) 文献複写・相互貸借

国立国会図書館、他大学図書館、その他の類縁(研究)機関の資料を複写したり、 借り受けたりすることができます。詳細はカウンターの職員に確認してください。

図書館 HP の利用案内に掲載の申込書に記入の上、メールで申し込むことができます。

- 注) 借り受けの資料は館内での閲覧のみで複写はできません。
- 注) 諸費用は申込者の実費負担となります。

(13) 紹介状の発行

利用したい資料が当館にない場合に限り、他館を利用するための紹介状を発行します。学生証を持って、カウンターで手続きをしてください。詳細は、カウンターの職員に確認してください。

注) 利用したい資料名が明確でなければ、紹介状は発行できません。

(14) コピー機の使用

館内の資料をカウンターで手続きをした後、コピーすることができます。コピー 機はコイン式となっています。白黒印刷は1枚10円、カラー印刷は1枚50円です。

注)南大沢1号館3階語学学習教室に無料印刷可能なコピー機があります。 (ただし、枚数制限があります)

(15) 著作権

本や雑誌、インターネットの情報等には「著作権」が存在し、「著作権法」という 法律により定められ、守られています。著作者の作ったものを他人が利用する場合 は、著作者の許可(許諾)が必要となります。図書館で資料を複写する場合も、こ の法律に基づき、ある一定の条件下でならば複写してもいい、ということになって います。

(16) 資料のリクエスト

購入してほしい資料がある時は、「リクエスト記入用紙」に記入の上、館内のリクエストボックスに入れてください。

リクエストボックスは、1号館3階図書館内にあります。

図書館 HP の利用案内に掲載のリクエスト記入用紙に記入の上、メールでリクエストすることもできます。

(17) 利用相談 (レファレンス)

資料の配架場所や探し方がわからない、他館を利用したいときや他館の資料を利用したいとき、他館の文献や文献の複写を取り寄せたい場合には、カウンターの職員に相談してください。

(18) 利用ガイダンス

図書館を有効に活用してもらうために、館内の案内・利用方法の説明を行ったり、 レポートや論文を書くために必要な文献の探し方や他館の利用方法等について、利 用ガイダンス(オリエンテーション等)を行います。

図書館に関して不明な点は、カウンターの職員にご相談ください。

14 就職

(1) キャリアと就職

「キャリア」とは、一般的に職業上の経歴を意味し、その意味において就職はスタートラインです。しかし、近年「キャリア」を広い意味で「生涯にわたる生き方」と捉えるようになり、近い将来の就職も見すえた大学生活を過ごすことは、キャリア形成の重要な要素と言えます。早期に目標を定め、その目標に向かって積極的な取組みをすることが大切です。充実した大学生活は、将来の就職とより良い人生に結び付くと考え、日々意欲的に過ごしてください。

《日頃から取組んでおくこと》

- ・インターネット、新聞等から広く情報を読み取る習慣をつける
- 社会の一員としてモラルやマナーに気を配る
- ・周囲の人々とのコミュニケーションを大切にし、挨拶や適切な言葉遣い、

気配り等を心がける

- ・周囲の人々から意見を聞き、自分でもよく考える習慣を身に付ける
- ・学業に意欲的に取組む
- ・サークル活動やボランティア活動等課外活動にも意欲的に取組む
- ・就職情報サイト(マイナビ、リクナビ、キャリタス、アニジョブ等)の 積極的活用

쑄

(2) ペットに関連した産業について

本学の教育の特色上、将来の就職を考えるに当たり「ペット産業」というキーワードを思い浮べる人が多いのではないかと思います。しかし、総務省の日本標準産業分類には「ペット産業」という分類はありません。正確には、各産業の中でペットに関連した事業が行われているということになります。例えば、動物病院は専門・技術サービス業、ペットフードやペット用品、医薬品等を製造する会社は製造業、それらの製品を小売店に卸売りする会社は卸売業、ペットショップ等直に消費者に商品(生体等)を販売する会社は小売業となります。これらの分類は、近年の就職活動には欠かせない就職情報サイトでも使われているため、ペットに関連した求人を探す際には注意が必要です。

(3) キャリア支援センターの利用について

本学には、学生の就職活動に対応する組織としてキャリア支援センターがあります。キャリア支援センターでは、職業安定法第33条第2項に基づく学生及び卒業生への職業(求人)紹介、就職に関連する情報の提供を行っています。また、各年次でキャリア形成に必要なガイダンス、各種セミナー、企業説明会等を実施しています(開催の詳細は本学指定の個人メールアドレスに配信されます)。希望に沿った就職の実現のために、早いうちから積極的に参加してください。

《キャリア支援センターに関する情報》

場 所:南大沢キャンパス2号館1階

職員在室:平日 9:00~17:00 (月~金)

利用内容:求人および就職関連情報の閲覧・検索

就職相談、履歴書・エントリーシート(ES)等の関連書類の書き方、

模擬而接など

※相談・面談・指導の希望は、学年を問わず随時受け付けています。

希望者は申し出てください。

(4) 就職活動に必要な書類

就職活動に必要な書類は、求人先によって異なりますが、主に下記のものが必要になります。求人先によっては、所定様式の指定がある場合もあるため準備する際には十分に注意してください。

《自分で記載する書類》

・エントリーシート (ES)

採用選考前のエントリー(就職希望者の登録)制度を採用している求人先が、エントリー後に独自の様式で提出を求める応募書類です。主な記載内容は、履歴書・自己紹介書と同じですが、求人先が求める人材像により質問内容に多様性があります。エントリーシートを基に選考が行われる場合も多いので、業界研究・企業研究・自己分析等を行い、しっかりと記入の準備をしておく必要があります。

·履歴書 · 自己紹介書

氏名・性別・住所・連絡先等の基本情報、学歴・職歴、資格、特技、趣味、 自己 PR 等求人先に個人の履歴および自己紹介をする応募書類です。選考に用 いられる重要な書類になるため、前述のエントリーシート同様に十分な準備 をして記入をする必要があります。履歴書・自己紹介書は、キャリア支援セ ンターにありますので、ご自由にお使いください。

《大学に申請する書類》

- 卒業見込証明書
- · 成績証明書
- 健康診断書

上記の書類は、必要に応じて3号館1階事務局窓口にて申請してください。 証明書類の発行には、申請書・手数料が必要です。また、発行までの日数を考 えて余裕をもって申請をしてください。なお、健康診断書の発行には学内の健 康診断の受診が必要です。

(5) 授業以外のインターンシップ参加について

就職活動の一環として、独自にインターンシップ (就業体験) に参加する場合は、キャリア支援センターに「インターンシップ参加届」を提出してください。提出後、受理された場合、そのインターンシップは学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険の対象として承認されたものとします。参加届用紙は、キャリア支援センターにありますので、ご自由にお使いください。

15 大学パートナーシップ

「国立科学博物館 大学パートナーシップ」とは大学と国立科学博物館が連携し、 学生の皆様の科学リテラシーやサイエンスコミュニケーション能力の向上に資する 事業で、本学は国立科学博物館の「国立科学博物館 大学パートナーシップ」に加 入しています。

本学の学生(聴講生を含む)であれば、国立科学博物館(上野本館の常設展、附属自然教育園、筑波実験植物園)の窓口で学生証を提示することにより、無料入館できます。また、特別展は割引料金(620円引き)にて観覧できます。その他、以下の特典があります。是非この制度で、積極的に博物館を活用してみましょう。

<制度の特典内容>

- 1. 学生の無料入館(上野本館常設展、附属自然教育園、筑波実験植物園)
- 2. 特別展の割引入館(620円引き)
- 3. 大学生のための自然史講座 受講料割引(半額)
- 4. 大学生のための科学技術史講座 受講料割引(半額)
- 5. お茶の水女子大学との連携事業 講座受講優先受付(平成28年度新規)
- 6. 見学ガイダンス (無料)

国立科学博物館 上野本館

所 在 地:〒110-8718 東京都台東区上野公園 7-20

交 通:JR 上野駅 公園口から徒歩5分

開館時間:9:00~17:00 (入館は16:30まで)

十曜日は9:00~20:00 (入館は19:30まで)

休 館 日:原則として月曜日及び年末年始

※ 特別展等により変更することがあります。

お問い合わせ:03-5777-8600(ハローダイヤル)

U R L: http://www.kahaku.go.jp/

その他無料入館対象施設

附属目黒教育園:東京都目黒区白金台 5-21-5

筑波実験植物園:茨城県つくば市天久保 4-1-1

16 安全な学生生活のために

(1) 悪質商法

悪質商法とは、言葉巧みに消費者を勧誘し高額な商品やサービスを売りつける販売方法のことをまとめていいます。消費者を誘う方法も、ダイレクトメールやカタログ、チラシ、広告はもちろん、路上で声をかけたり、電話で勧誘したり、家や職場に訪ねてきたりとさまざまです。最近では、インターネットを利用した詐欺まがいの商法まであります。何かおかしいと感じたら早目に事務局に相談してください。以下に悪質商法の一例を記載しますが、悪質商法は日々巧妙化していますので、自ら最新情報を得て自衛をするよう心がけてください。

① 資格商法

就職活動に対する不安につけ込んだもので、「就職に有利だから資格を取りませんか。受講するだけで資格が取れます。振込みが確認され次第テキストを送ります。」等の電話があります。しかし、それらの資格は必ずしも有益なものでなかったり、仮に有益な資格であったとしても、講習やスクーリングが設定されていないと取得が難しいものであったりします。そうであるにも関わらず講習等を実施している実態はなく、結局、高額なテキスト代を取られてしまうのがこの資格商法の手口です。

資格を取る際は、講座やテキストの費用、支払い方法、内容をよく調べて、本 当に自分に必要な資格なのかよく考えて決めましょう。悪質業者は学校の在校 生・卒業生名簿等を手に入れ、しつこく電話してきます。曖昧な返事はせずに はっきりと「いりません」「受講する気はありません」と断ることが必要です。

② マルチ商法

お金を損するばかりか、友人関係まで壊されてしまうのが「マルチ商法(連 鎖販売取引)」の怖さです。マルチ商法は印象が悪いため、「ネットワークビジ ネス」「コミュニケーションビジネス」と自称する例が多くあり、近年大学で横 行しています。

新規の会員(販売員、ディストリビューター)を加入させ続けることによって利益を上げることが目的であるこの商法の主な商品は、健康食品、化粧品、携帯端末用通信機、浄水器、カー用品、医療用品、布団、洗剤等多種多様です。

はっきりと目的を告げずに説明会やイベント等に来るよう誘われたら気をつけること、儲かる話に注意することはもちろん、一度入会してしまったら自分も加害者になるかもしれないことを覚えておきましょう。もし契約してしまっても、20 日以内ならクーリング・オフを使って契約を解除することができます。

③ かたり商法

役所から来たような、まぎらわしい服装と言い方で、消火器やガス警報器等を売りつける商法です。家庭への設置が義務づけられていると偽って売るケースが多いようです。「消防署の方から来ました。」等と、役所を思わせる口ぶりを聞いた時は、どこに所属する人なのか、きちんと確認するようにしましょう。

④ ネガティブ・オプション

「ネガティブ・オプション(送り付け商法)」とは、注文していない商品を勝手に送りつけ、代金を一方的に請求する商法です。

まず、差出人のよくわからないものは受け取らないようにしましょう。福祉目的等の場合は、その団体が信用できる団体かどうか消費者センター等に問い合わせて確認しましょう。代金引換の場合は、荷物の受取人になっている本人に注文した商品かどうか確認すること。いったん代金を払ってしまうと、返還は難しいからです。また商品は相手に引き取らせましょう。未使用のまま 14 日間過ぎても返答がなければ、自由に処分することができます。ただし、この期間中に使用すると、購入したとみなされてしまいます。

被害に遭ったときは、以下のとおり対応してください。

- ・返品の意思がある場合:送り返す。
- ・返品の意思がない場合:送り返さなくとも問題はない。(商品を受け取った日から14日間経過したとき、または引き取りを請求してから7日間経過した場合は処分しても大丈夫です。ただし、期間経過前に商品を使用したり消費した場合は購入を承諾したものとみなされるので注意してください。)
- ・請求書がしつこく送られてくる場合:受領拒否する。(請求書の入った封筒を開封せず、「受領拒否」と朱書してポストに入れて送り返す。)

⑤ 催眠商法 (SF 商法)

巧みな話術と激安商品で雰囲気を盛り上げ、会場にいる人を興奮させてから 高価な商品をすすめて買わせる商法です。景品として無料で配られたり、初め に安く売られるものはティッシュ、タオル、化粧品等の生活用品やラーメン、 卵等の食料品で、会場全体がこの場で買わないと損をするような雰囲気になっ ていきます。そして最後に買わされるものは羽毛布団、健康機器等の高級商品 です。

この商法は雰囲気を武器にしているので、会場に行かないことが一番です。 万が一だまされて買わされてしまっても、契約日から8日以内ならクーリング・ オフを行使することができます。

⑥ 点検商法(危険商法)

家庭を訪問して「点検は無料」といって玄関を開けさせ、「危険だ」「今すぐ 修理するべき」と偽り、新しい商品を買わせたり、修理代を請求する商法です。

そもそも民間の業者がわざわざ無料で点検にやってくるでしょうか。知らない人を家の中にいれるときは、十分に気をつけるのはもちろんのこと、「無料」という言葉にも敏感になっておいたほうがいいでしょう。交換や買い替えを勧められた場合にも、本当に必要なのかよく考えましょう。

⑦ アポイントメント商法

一人暮らしの学生や就職して自由に使えるお金ができたばかりの若者がター ゲットになります。主な商品は、リゾート・スポーツ等の会員制総合レジャー クラブの会員権や、英会話の教材等です。専用パソコンを買わせて、パソコン 通信に似たサービスをすすめることもあります。

対処法としては、電話の段階でキッパリと断ること。「あなたが選ばれた」といっても、業者は名簿を見てかけているのです。「お断りします」とハッキリと言いましょう。8日以内ならクーリング・オフを行使することができます。

⑧ 訪問販売

熱心で親切なセールスマンの情についほだされて、または、怖いセールスマンが来て恐怖のあまり購入した等の例も多いので十分注意してください。とにかくモノさえ売れればいいというセールスマンにとって、あなたは格好の標的となります。

悪質訪問販売員の話は実に巧妙ですので、買うと決めた場合でもよく話を聞き、納得した上で契約することが肝心です。訪問販売にあったときは、必ず次のことに注意しましょう。

- ・その商品が本当に必要なものか何度も考えてみる。
- ・すぐ契約や申し込みを勧める場合は要注意。
- ・こんなに長く説明させたのに買わないのかと怒鳴ったり、乱暴されそうに なった場合は、迷わず 110 番する。
- 契約書類や領収書は必ず保管しておく。

⑨ 霊感商法

単なるつぼや置物、印鑑等に、あたかも超自然的な力があるように言葉巧み に思わせて、不当に高い値段で売り込む商法です。

(2) クーリング・オフ制度

「クーリング・オフ」とは、もともと「頭を冷やす」 という意味で、「セールストークに乗せられた」「強引な勧誘に負けた」等というときに、あなたの味方となる制

度です。訪問販売や電話勧誘販売等で商品等の購入契約をした後でも、これを解約 することができます。

① 解約をしたい場合

- ・訪問販売等で購入した場合、契約日を含めて8日間以内なら無条件で解約できます。(マルチ商法、内職・モニター商法の場合は20日以内。)
- ・代金を支払った場合でも3,000円以上なら解約できます。
- 解約通知は書留郵便か内容証明郵便で行います。

② 内容証明郵便について

・用紙を文具店等で購入の上作成し、郵便局で証明してもらいます。

(3) 振り込め詐欺

「振り込め詐欺」とは「オレオレ詐欺」、「架空請求詐欺」、「融資保証金詐欺」の 総称です。架空請求詐欺は郵便やインターネット等を利用し、不特定多数の者に対 して架空の事実を口実とした料金を請求し、現金を預金口座に振り込ませる等の方 法によって騙し取るものです。身に覚えのない場合は、次の点に注意して行動して ください

- ・利用していない有料の電話情報料を支払う必要はありません。不安感や関わり たくない等と思い一度支払ってしまうと、また新たな請求を受ける可能性があ ります。
- ・利用したことがあっても、有料番組提供会社からの債権譲渡通知を受けていな ければ、債権回収業者へは利用料金を支払う必要はありません。
- ・債権回収業者に連絡を行うことは個人情報を相手に知られることになり、今後 電話による請求も予想されるため絶対に避けてください。
- ・業者から電話があったら「利用していないので支払わない」とはっきり伝えま しょう。念のため請求の書類は保管しておく方がよいでしょう。手紙が届いた ら、受け取り拒否をするのも一つの方法です。
- ・ 脅かしや悪質な取り立てを受けた場合及びトラブルになりそうな場合は、すぐ に警察に相談してください。

(4) ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) 使用の注意

Facebook、Twitter、LINE、Instagram 等のソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) は、その利便性からコミュニケーションの手段のひとつとして浸透しています。しかし、これらのサービスは、扱いを間違えると、トラブルを引き起こしたり、犯罪等に巻き込まれたりする可能性があります。そのため、以下の点に注意し、安全に利用してください。

- ① 他人の情報や写真を無断で掲載する等のプライバシーや著作権の侵害、他人 を中傷するような発信はしないでください。
- ② 発信した情報は瞬時に世界に広がります。
- ③ 1度発信した情報は削除したつもりでも残り続けます。
- ④ SNS で発信された情報が正しいとは限りません。
- (5) SNS においても社会的ルールを守りましょう。

17 健康管理メモ

【人獣共通感染症の危険性を知っておこう】

人獣共通感染症(ズーノーシス)は「脊椎動物と人の間で自然に移行するすべての病気または感染」と定義され、多くの場合は人と動物の両方に感染します。動物を扱う上で避けて通れない病気もありますので、病因、疫学、診断、治療および予防について正しく理解しましょう。予防ができれば、ヒトと動物のより良い共生関係が保てます。

☆ 主な人獣共通感染症

狂犬病、動物由来(鳥・ブタ)インフルエンザ、重症急性呼吸器症候群(SARS)、破傷風、結核、ブルセラ症、ペスト、サルモネラ症、ノミ症、猫ひっかき病、カプノサイトファーガ・カニモルサス感染症、オウム病、皮膚糸状菌症、重症熱性血小板減少症候群(SFTSV)等

☆ 予防方法

- ・動物を飼っている場所等はこまめに掃除を行い、いつも清潔にしましょう。
- ・動物を触った後は必ず石鹸で手を洗いましょう。
- ・動物に触れた後、他の動物と更に接触する場合は衛生面に注意しましょう。
- ・口移しで食べ物を与える、同じ食器を使用してものを食べる、動物と一緒に寝 たりする等、過剰な触れあいは注意しましょう。(免疫力が低下していると感染 しやすい疾患もあります。)
- 人用または動物用のワクチンがある場合はワクチン接種を行いましょう。

【飲酒は20歳から!イッキ飲みは厳禁!!】

毎年、新入生歓迎会、コンパ等のイッキ飲みで急性アルコール中毒を起こし、病院に担ぎ込まれる大学生のニュースが跡を絶ちません。最近は、同席者も罪に問われる事があります。未成年者や酒の弱い者にイッキ飲みをはやし立てる「アルコール・ハラスメント」は絶対に禁止です。

☆ 肝臓のアルコール酵素の分解力には限界があり、また、アルコール分解酵素を持たない体質(飲めない症候群)もあります。純エチルアルコールで1時間

に 100mg/体重 1kg ですので、1 日の分解限度量は 160~180g です。胃や腸で吸収されたアルコールは肝臓で酸化分解されますが、この機能は大人でも 1 時間に約 7g の処理能力しかなく、コップ 1 杯のビールで 1 時間以上かかります。さらに、吸収された血液中のアルコール濃度が最高に達するまでには、飲んでから 30 分~1 時間かかります。よって、はやし立てているうちに、血液中のアルコール濃度が上がり、脳の中枢の麻痺が進んで、意識の混濁、呼吸困難等危険な状態になるのです。酒に弱い体質の人は、アルコールとアルデヒドの作用が重なり、いっそう危険です。酒に強くても、イッキ飲みによる大量のアルコールは、体内でイッキに処理できないのです。

【喫煙と健康】

たばこが健康に悪影響を与えることは医学的にもわかっており、受動喫煙の害も 考えると、喫煙は個人の嗜好だけでは済まされない問題です。また、未成年者の喫 煙は、未成年者喫煙禁止法で禁止されています。

身体が成長中の未成年者は、大人に比べ健康への害が大きく、ニコチンへの依存 度も強くなり、一度吸い始めるとやめることが難しくなります。また、吸い始めた 年齢が若いほど、がんや循環器疾患等の生活習慣病にかかるリスクが増加します。

☆ 受動喫煙とは

たばこを吸わない人が、家庭や職場等で喫煙者のたばこの煙を吸ってしまうことを「受動喫煙」といいます。喫煙者が吸う煙(主流煙)よりも周囲に広がる煙(副流煙)の方が有害物質を多く含んでいます。

☆ 健康増進法

学校・公共施設では、全面禁煙化が進んでいます。また、路上喫煙を禁止する条例を制定している自治体も増えてきています。

八王子市も平成19年1月1日から施行され市内全域の路上での歩行喫煙は禁止となりました。南大沢駅周辺も「路上喫煙禁止地区」に指定されています。

自分の美容や健康も害し、周囲へも悪影響を及ぼすたばこは、20歳を過ぎて も吸わないに越したことはありません。

【薬物の危険】

近年、学生や社会人の麻薬や大麻・覚せい剤等の薬物乱用が増えています。薬物 乱用は、脳が侵される等体や生命に害を与えるだけでなく、犯罪を引き起こすこと もあります。そして確実に強い依存性が生じます。

☆ 危険ドラッグ(合法ドラッグ、合法ハーブ)とは

使用すると、多幸感、快感等を高めると称し、「お香」や「バスソルト」、「アロマ」 等として、公然と売られている薬物です。危険ドラッグは、麻薬や大麻、覚せい剤 等と同じ成分が含まれており、とても危険で違法な薬物です。平成 26 年に薬事法 (現:医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)が改 正され、製造・販売だけでなく、個人の所持・使用も処罰の対象となりました。

正しい知識を身に付け、強い意志と断る勇気を持ちましょう。

- ◎ 薬物乱用防止に関する相談
 - (財) 麻薬・覚せい剤乱用防止センター: 03-3581-7436

【AIDS の正しい知識をもとう】

AIDS は、HIV (ヒト免疫不全ウィルス) によって引き起こされる「後天性免疫不全症候群」という病気で、現在 10 代、20 代の若者たちの感染が増えています。HIV が身体の中で増えると、人体にそなわっている抵抗力(免疫)がなくなり、細菌、ウイルス、カビ、原虫等が原因となり、さまざまな感染症や悪性腫瘍等にかかってしまいます。しかし、本来さほど怖い病気ではありません。なぜなら、AIDS はとてもうつりにくい病気で、AIDS 患者と共に学ぶ、働くといった共同生活をしてもうつるようなことはないからです。大切なことは正しい知識を学び、それを実行することです。

- ☆ 予防方法 AIDS は自分で簡単に防ぐことができます。
 - ・No Sex : 安全が確認されていない Sex はしない。
 - ・Steady Sex:安全を確かめ合い、決まった相手とのSexです。
 - ・Safer Sex : コンドームを使った安全な Sex ということです。
 - ・注射の回し打ちは感染の機会を増やします。
- ☆ 感染しているかどうか確かめる方法

HIV は、感染してから抗体ができるまでに 6~8 週間かかると言われています。 検査は身に覚えがあった日から3か月以降に受けてください。

- ☆ 相談、検査を行う場合
 - ・エイズ予防財団 (相談のみ):0120-177-812 (フリーダイヤル)
 - ・血液検査は保健所、医療機関で扱っています。検査結果は、本人以外には絶対知らされません。相談内容の秘密も守られます。また、保健所での検査は 匿名で無料にて受けられます。

AIDS と STI との関係

STI とは性感染症のことです。性感染症には淋病、クラミジア、カンジダ、梅毒等があります。これらの STI があると、HIV 感染率は数倍になるといわれていますが、 STI は感染経路が限られているため、容易に予防することができます。

しかし、予防方法を知っていても、感染する人があとを絶たないのが現実です。 「自分だけは大丈夫だろう」という気持ちをなくし、セックスパートナーと STI について、性について、人生について語り合うことが大切です。

HIV も STI のひとつです。しかし、HIV の感染力は弱く、感染経路が限られています。学校や日常生活で感染する心配はありません。

感染予防のため、また、感染者に対して誤った差別が行われないためにも、AIDS や STI について正しい知識を身につけましょう。

【応急手当の一口メモ】

初めての一人暮らしをスタートさせ、心細く感じている人もいると思います。ちょっとしたケガをしたとき、身近に相談する人がいないと、誤った処置を行ってしまうかもしれません。そのようなことが起きないよう、応急手当の方法をこの機会に知っておくと良いでしょう。

☆ キズ:キズの手当は、まず出血を止めること、細菌感染を防ぐこと、苦痛を やわらげることが大切です。出血があれば止血し、汚れたキズロはき れいにし、キズの表面を保護します。

どんなキズでも感染の危険があるので医師に診てもらいましょう。

- ☆ 捻挫:足首、手首、指、膝等、関節がはずれかかってもとに戻ったものです。 患部を冷水または氷のうで冷し、包帯や三角巾で固定し、安静にしま す。手は吊り、足は座布団や枕の上にのせて高くすると楽になります。 患部を動かさないようにし、早めに医師の診療を受けましょう。
- ☆ つき指:つき指をしたらひっぱる動作をする人が多いようですが、この行為は間違いです。ひっぱるという動作ではつき指は治らないばかりか、症状が悪化するケースが多く生じます。つき指をした場合、ひっぱらずに患部を徹底的に冷やし、安静にしてください。3日~4日して腫れがひけば、徐々に指を動かす運動をしながら今度は温めます。この方法が、つき指に最も有効な治療です。症状が治まらない場合は、医師の診察を受けましょう。

過度に揉んだりさすったりしないでください。また、骨折も同時 に起こしている場合がありますので十分に注意してください。

☆ 鼻 血:鼻をしっかりつまみ顎を引き口で息をして安静にします。鼻から額にかけて濡れたタオルで冷します。止まらないときは、他の病気や原因が考えられますので、すぐ医師の診療を受けましょう。ひんぱんに鼻血がでる人は専門医の精密検査を受けましょう。

うなじを叩いてはいけません。効果もなく、脳の真下を叩くこと になり危険です。

脱脂綿は繊維が鼻の中に残り、キズロがふさがらず再出血のおそれがあり、ちり紙は化膿の原因になることがあります。鼻に詰める場合はやわらかい布等を使用しあまり奥まで詰めない様にしましょう。 鼻血は飲み込むと気分が悪くなります。

【ノロウィルス感染症について】

感染力が非常に強いノロウィルスは、冬場を中心に発生する感染性胃腸炎や食中毒の原因となります。感染後、吐き気・嘔吐・腹痛・下痢・発熱の症状が現れます。 医療機関を受診し、嘔吐・下痢による脱水症状にならないよう水分補給に務めてください。

感染予防の基本は手洗いです。食事前やトイレの後に石鹸でしっかりと手洗いを しましょう。

【インフルエンザ感染症について】

インフルエンザは、インフルエンザウィルスがのどや気管支、肺で感染・増殖することによって発症する病気です。くしゃみ、咳、会話等で口鼻からの飛沫を吸い込むことにより感染することが一番多く、飛沫ウイルスが手指に付着し、これを介して眼、鼻、咽頭等の粘膜から感染することもあります。

感染予防策としては、インフルエンザワクチン接種が最も効果的です。その他の 予防法には、マスク着用、咳エチケット、頻繁な手洗い・消毒があります。

【新型コロナウイルス感染症について】

新型コロナウイルスは、一般的には飛沫感染、接触感染で感染します。閉鎖した空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどがなくても感染を拡大させるリスクがあります。一般的な症状としては、発熱や呼吸器症状が1週間前後つづくことが多く、強いだるさ(倦怠感)が発現する場合があります。罹患しても約8割は軽症で経過し、治癒する例も多いことが報告されていますが、季節性インフルエンザと比べて死亡リスクが高いことが報告されており、特に、高齢者や基礎疾患をお持ちの方では重症化するリスクが高いことも報告されています。

本学では、全学的に感染症対策を行っています。適宜、日本政府の方針や感染者 状況を鑑みて、感染症対策について構内掲示や緊急連絡メール等で注意喚起や指示 をすることがありますので、日ごろから、個人で徹底した感染症対策を行うととも に、大学からの注意喚起・指示等があった場合は、これを厳守の上で、学生生活を 過ごしてください。

【AED (自動体外式除細動器について)】

AED (Automated External Defibrillator:自動体外式除細動器)

AED とは、心臓が痙攣し血液を全身に送るポンプ機能を失った状態(心室細動)になった場合、心臓に電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器です。 2004年7月から医療従事者でない一般市民でも使用できるようになりました。

AED は本体からの音声ガイドに従って操作します。

<AED 設置場所>

南大沢キャンパス	1号館1階ロビー3号館1階事務局窓口
----------	--------------------

注) 具合の悪い人を見かけたら、直ちに事務局窓口に連絡してください。

18 ヤマザキ動物看護大学 学友会会則 (令和2 (2020) 年10 月現在)

(名称)

第1条 本会は、ヤマザキ動物看護大学学友会(以下、本会という)と称する。

(目的)

第2条 本会は、ヤマザキ動物看護大学(以下、本学という)の学生自治、自立の精神 を養い、文化活動及び体育活動を通じて、会員相互の親睦と融和並びに健康 の増進を図り、学生生活の向上・充実に資することを目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は本学に在籍する全学生を以って構成する。

(権利)

第4条 本会の会員は、第2条の目的を達成するために、本会会費の助成を受けて サークル活動をすることができる。

尚、サークル活動に関する規則は別に定める。

(組織)

- 第5条 本会会員の学生生活向上のために、本会会員が自主的に行う課外活動の健全な発展と統一的な運営を図るとともに、文化活動、スポーツ活動等の振興に努め、もって本学の発展に寄与することを目的とする、学友会役員会(以下、役員会という)を設置する。
 - 2 本学の大学祭を主宰することを目的とする、大学祭実行委員会(以下、委員会という)を設置する。

(会費)

- 第6条 本会の運営のために会費を徴収する。
 - 2 本会の会費は、原則として年度の初めに納入するものとし、既に納められた会費はいかなる理由があっても返還、繰越しない。

(会計年度)

第7条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 (総会)

第8条 総会は、原則として毎年5月に1回開催とし、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画
- (2) 収支予算、決算
- (3) 役員会、委員会の選出
- (4) 会則の改正
- (5) その他の重要事項
- 2 総会の進行は会員の中から選出された議長団が行う。

尚、議長団及び議長の選任は役員会が担う。

- 3 総会の定足数は特にこれを定めない。
- 4 総会の議事は、出席会員の過半数で決する。

尚、賛否同数となった場合は、議長の決するところによるものとする。

- 5 過半数以上の会員から要求があった時は、臨時総会を開かなければならない。
- 6 役員会または委員会から要求があった時は、臨時総会を開くことができる。 (学友会役員会)

第9条 役員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 2名
- (5) サークル統括員 1名
- (6) 大学祭実行委員長 1名
- (7) 大学祭副実行委員長 1名
- (8) 以上の役員とは別に監査役を2名置く。
- 2 上記役員以外に、各役員の補佐を置くことができる。
- 3 原則として上記の役員の兼任を認めない。
- 4 役員の任務
 - (1) 会長は、役員会を統括する
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは副会長が代行する。
 - (3) 書記は、本会の議事の記録をする

- (4) 会計は、本会の会計を処理する。
- (5) サークル統括員は、文化系及び体育系サークルを統括する。 なお、サークル統括員は、原則として、公認サークル所属学生とし、 選出者は、公認サークルで持ち回りすることとする。
- (6) 大学祭実行委員長は、大学祭を統括する。
- (7) 大学祭副実行委員長は、大学祭実行委員長を補佐し、大学祭実行委員長に事故ある時は、大学祭副実行委員長が代行する。
- (8) 監査役は、本会の会計監査、及び業務監査にあたる。
- 5 役員の任期は1年とし、原則として毎年5月に改選する。ただし、再任を 妨げない。
- 6 役員は、会員の立候補により選出し、役員会の審議の上、総会で決定する。
- 7 監査役は、年2回会計監査を行い、その結果を総括して総会に報告しなければならない。
- 8 定例会議
 - (1) 役員会は、定例会議として年4回開催し、会長が招集する。
 - (2) 役員会の議長は、会長とする。
 - (3) 役員会の定足数は、役員総数の過半数とする。
 - (4) 議決は、出席数の過半数で決する。 尚、可否同数となった場合は、議長の決するところによるものとする
 - (5) 必要に応じて、会長が役員会を招集することができる。
- 9 役員に対し、会議や行事に対して誠意が見られず、会の運営に支障をきた す場合、及び会員からの不信任案が提出された場合には、役員会は臨時総会 を招集できる。

(顧問)

- 第10条 本会は、顧問を置く。内1名は学生部長とする。
- 2 顧問は、ヤマザキ動物看護大学の教員に委託する。
- 3 顧問は、必要に応じて会議に参加し、意見を述べることができる。

(監事)

- 第11条 本会は、予算及び決算を監査するため監事を置く。
- 2 監事は、ヤマザキ動物看護大学の教職員に委託する。 (会計の公開)
- 第12条 本会の会計は、全会員に公開しなければならない。 (会則の改廃)
- 第13条 本会会則の改廃は、総会の審議を経て、行わなければならない。

附 則(平成25年5月24日総会承認)

本会則は、平成25年4月1日から改正施行する。

附 則(平成26年5月26日総会承認)

本会則は、平成26年4月1日から改正施行する。

附 則(平成 27 年 5 月 25 日総会承認)

本会則は、平成27年4月1日から改正施行する。

附 則(平成28年5月23日総会承認)

本会則は、平成28年4月1日から改正施行する。

附 則(平成29年6月5日総会承認)

本会則は、平成29年4月1日から改正施行する。

附 則(平成30年6月4日総会承認)

本会則は、平成30年4月1日から改正施行する。

附 則(令和1年6月24日総会承認)

本会則は、平成31年4月1日から改正施行する。

19 サークル規則

第1章 公認サークル

(目的)

第1条 この規則は、学友会会則第4条に基づき、会員のサークル活動が、円滑かつ安全に運営されることを目的としている。

(設立)

- 第2条 サークルが、新たに公認を希望する場合には、以下の諸条件を満たす必要 がある。
 - (1) 活動の趣旨が明確で、本学課外活動の意義に沿っていること。
 - (2) 活動が本学学生の自主的・主体的かつ、継続的な運営によって行われており、外部の意思に動かされたり、業者等の宣伝に利用されたり、大学名を利用した商業活動をしたりしていないこと。
 - (3) 本学の専任教員が、顧問として運営の指導に当たっていること。 尚、顧問の兼任は原則として認めない。
 - (4) 役員として構成員の中から、代表、副代表、会計を各1名置くこと。
 - (5) 本学学生のみからなる 10 名以上の構成員がいること。他大学等の学生は構成員に加えることができない。また、サークルの継続性という観点から、構成員が、複数学年にわたっていることが望ましい。
 - (6) 活動実績が半年以上あること。
 - 2 サークルの新規公認に当たっては、所定の申請書、サークル会員名簿を学 友会役員会に提出し、学友会役員会の審査の後、学生部長に報告する。

(義務)

- 第3条 公認サークルは次の義務を果たさなければならない
 - (1) 会計報告書の提出
 - (2) 活動報告書の提出
 - (3) 公認サークル会員名簿の提出
 - (4) 合宿届の提出
 - (5) 事故、事件等の報告

- 2 継続を希望する公認サークルは、学友会役員会が定める期間内に、以下の 書類を学友会役員会に提出しなければならない。
 - 尚、継続手続きは学生部長の承認を以て終了とする。
 - (1) 継続届
 - (2) 公認サークル会員名簿
 - (3) 活動報告書
 - (4) 会計報告書
- 3 公認サークルが、必要な手続きを怠った場合、もしくは処分に該当する不 正行為があった場合には、次のいずれかの処分を受けることがある。

尚、処分の内容及び期間については、学友会役員会の審議により、決定 するものとする。

- (1) 権利の一部停止
- (2) 活動の停止
- (3) 解散の勧告

(制限)

- 第4条 原則として、公認サークルにおける代表、副代表、会計の兼任を認めない
 - 2 1 人の学生は、2 つまで公認サークル及びプレサークルに構成員として、 参加することができる。

ただし、公認サークル及びプレサークルの代表、副代表、会計は、兼任することができない。

(降格)

第5条 サークル規則第2条(5)に基づき、第3条第2項の期間内に構成人数が、10 人未満と確認された場合、学友会役員会の審議の後、プレサークルへ降格と する。

尚、再度公認サークルへ昇格する場合、サークル規則第 2 条(6)は免除とする。

(解散)

第6条 公認サークルを解散、あるいは解散せざるを得ない場合、学友会役員会に サークル解散届を提出しなくてはならない。 第2章 プレサークル

(目的)

第7条 サークル規則において、サークル公認を希望する本学学生からなるサーク ルであるが、第2条(5)及び(6)の条件を満たしていないものをプレサークルと 定め、サークル活動が、円滑かつ安全に運営されることを目的としている。

(設立)

第8条 プレサークルは、必要事項を学友会役員会に届け出て登録し、運営にあたって顧問及び学生部長の指導を受け、活動内容を報告することでプレサークルと認められる。

(義務)

- 第9条 プレサークルは次の事項の書類提出の義務を果たさなければならない。
 - (1) プレサークル申請書
 - (2) プレサークル会員名簿
 - (3) 合宿届、活動報告書
 - 2 継続を希望するプレサークルは、学友会役員会が定める期間内に、以下 の書類を学友会役員会に提出しなければならない。
 - 尚、継続手続きは学生部長の承認を以て終了とする。
 - (1) 継続届
 - (2) プレサークル会員名簿
 - (3) 活動報告書

(昇格)

第10条 プレサークルとしての活動が半年以上順調に行われ、サークル規則第1章 第2条に定めた諸条件を満たした場合、サークル規則第1章第3条に従っ て公認申請の手続きを行うことができる。

第3章 その他

(会計)

- 第11条 各サークルは、会計業務について次に掲げる義務を有する。
 - (1) 本規則及び学友会会則とその関係規則の順守

- (2) 学友会会則第4条に基づき支給された助成金の適正な管理
- (3) 会計年度末における会計報告書の提出
- (4) 学友会監査役による監査への協力
- 2 各サークルは、設立時に渡される出納帳(以下、出納帳という)及び、助成金専用に開設した銀行口座において、助成金等を管理しなければならない。
- 3 次に掲げる収入金は、出納帳において、管理しなければならない。
 - (1) 学友会から配分された助成金
 - (2) その他収入のすべて
 - (3) 監査が、出納帳に記載すべきと判断したもの
- 4 次に掲げる支出金は、出納帳において、管理しなければならない。
 - (1) 支出した活動に係る全ての諸経費
 - (2) 監査が、記載すべきと判断したもの
- 5 次に掲げる支出金は助成金から出してはならない。
 - (1) 個人や外部の団体に帰属する物品
 - (2) 飲食費
 - (3) 交際費
 - (4) 使涂不明な金券の購入
 - (5) 監査が、支出してはいけないと判断したもの
- 6 立替払いを行う場合は、大学名及びサークル名の記載された領収書を取得し、後日、サークル会計担当が、相当金額を手渡さなければならない。
- 7 出納帳に虚偽の記載をした場合、第3条第3項に基づいて、罰則の対象 となることがある。
- 8 原則として、年度途中での助成金の追加の支給を行わない。
- 9 会計年度が終了した際は、次に掲げる資料を作成・提出しなければならない。

また学友会会則第7条に基づき、会計年度をまたぐ繰越は認めない。

- (1) 会計報告書(学友会所定の用紙)
- (2) 領収書
- (3) 通帳の該当年度記載分のコピー

- (4) 出納帳
- (5) その他、必要な資料
- 10 会計報告書には活動に係る全ての収支を記載する。
- 11 監査は、次に掲げる事項について、会計監査を行う。
 - (1) 学友会総会において可決された予算表と会計報告書の照合
 - (2) 領収書と出納帳の照合
 - (3) 通帳のコピーと出納帳の照合
- 12 サークルは、監査による会計監査において、その会計処理について、適 正と認定を受けなければならない
- 13 サークルは、領収書および出納帳を5年間保存しなければならない。但 し、監査が延長を指示した場合は、この限りではない。
- 14 上記に定めた条文を守らなかった場合、次年度の助成金を支払わないことができる。(規則の改廃)
- 第12条 この規則の改廃は、総会の審議を経て、行わなければならない。

20 ヤマザキ動物看護大学学則 (令和4年度以降入学生対象)

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 ヤマザキ動物看護大学(以下「本学」という。)は、教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に則り、建学の精神である「生命の畏敬」と「職業人としての自立」を遵守し、「生命を生きる」を教育理念として、人間も動物も大自然の生態系の摂理の中で生き、生かされているという、原点を忘れずに、共鳴・共生する生命の思想を貫き、動物看護に関わる基本的な理論・技術を身に付け、専門的応用的能力を有する人材を養成することを目的とする。

2 動物看護学及び動物人間関係学を教育研究の対象とし、動物愛護の精神に則り、人とコンパニオンアニマルとの関係に求められる豊かな人間性と幅広い視野を備え、動物看護学及び動物人間関係学に関わる研究及び専門的な理論・技術を教授することを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究、組織運営並びに施設設備(以下「教育研究等」という。)の状況について自己点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 前条の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第40条に規定する期間ごとに文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けることとし、その結果を公表するものとする。
 - 3 第1項の自己点検・評価の事項及びその実施体制等については、別に定める。 (情報開示)

第3条 本学は、教育研究活動等の状況について刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を開示するものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第4条 本学は、教育内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとし、その実施方法については、別に定める。

第2節 組織編制

(学部)

第5条 本学に次の学部及び学科を置く。

動物看護学部

動物看護学科

動物人間関係学科

2 前項の学部・学科の入学定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
動物看護学部	動物看護学科	113 名	452 名
	動物人間関係学科	80 名	320 名

(附属図書館)

第6条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第7条 本学に、事務局を置く。

第3節 職員組織

(教職員)

第8条 本学に、学長、学部長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他の職員を置く。

- 2 本学に副学長、副学部長及び副学科長を置くことができる。
- 3 前項の職員のうちから事務局長及び部課長を置く。
- 4 任免及び職務については、別に定める。

(教授会)

- 第9条 本学の教育研究に関する事項を審議するために教授会を置く。
- 2 教授会は、学長、副学長、学部長、副学部長、学科長、副学科長及び専任の教 授をもって構成する。
- 3 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、教授会に准教授、講師、助教及びその他の教職員を加えることができる。
 - 4 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 学年、学期及び休業日

(学年)

第10条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第11条 学期は、学年を前期と後期の2学期に分け、期間については、当該年度 の学年暦において定める。

(休業日)

第12条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 本学創設記念日
- (4) 夏季休業、冬季休業及び春季休業の期間は学年暦で定める。
- 2 前項の規定にかかわらず、学長は臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。
 - 3 学長は、必要があると認めるときは、休業日に授業を行うことができる。 (授業期間)

第 13 条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間等を含め、35 週にわたることを原則とする。

2 各授業科目の授業は、15 週にわたる期間を単位として行う。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い期間において授業を行うことができる。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限及び在学年限)

第14条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、在学年限は8年を超えてはならない。ただし、第20条の規定により入学した者にあっては定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第2節 入学

(入学の時期)

第15条 本学の入学時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第16条 本学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければな

らない。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の課程を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 個別の入学審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で18歳に達した者

(入学出願の手続)

第17条 入学志望者は、本学所定の入学願書に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出願しなければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考及び合格者の決定)

第18条 入学志願者には、別に定めるところにより、選考を行い、教授会の意見を聴いて、学長が合格者を決定する。

(入学手続及び入学許可)

第19条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日内に 第46条に定める入学金のほか、授業料等を添えて、手続を取らなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学・再入学及び転入学)

第20条 本学に編入学、再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、教授会の意見を聴いて、学長が相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により、編入学をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 他の大学を卒業又は退学した者
- (2) 短期大学、高等専門学校を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程で文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者(ただし、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。)
- 3 第1項の規定により、再入学又は転入学できる者は、本学を中途退学した者 又は他の大学に在学中の者で、転入学により当該大学を退学する者とする。
- 4 第1項の規定により、入学を許可された者についての履修方法は、教授会の 意見を聴いて、学長が決定する。

第3節 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第21条 本学の授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目とする。

- 2 各授業科目を必修科目、選択科目に分け、各年次に配当して編成する。
- 3 本学の授業科目は、別表第1のとおりとする。

(卒業単位数)

第22条 本学を卒業するためには、次の各号により合計124単位以上の履修をしなければならない。

- (1) 教養教育科目 30 単位以上
- (2) 専門教育科目 94 単位以上

(単位の計算方法)

第23条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、次の基準によるものとする。

- (1) 講義・演習については、15 時間から30 時間までの範囲で本学が定める時間の講義・演習をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の実験・実習及び実技をもって1単位とする。
- (3) 講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により授業を行う場合にあっては、その組合せに応じ、総時間数が45時間となる授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文等の授業科目については、その学修の成果を考慮して単位を定める。

(単位の授与)

第24条 授業科目を履修し、所定の試験に合格した者には、単位を与える。 (成績の評価)

第25条 成績の評価は、S、A、B、C、Dをもって表し、C以上を合格とする。 (他大学等における授業科目の履修等)

第26条 本学は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協定に基づき、学生が当該他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとして認めることができる。

- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
 - 3 前2項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第27条 本学は、教育上有利と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により、与えることができる単位は、前条第1項により認定する 単位と併せて60単位を超えないものとする。
 - 3 前2項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第28条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(第44条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学は、教育上必要と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条 第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えるこ とができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、第26条第1項及び第2項並びに前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えな

いものとする。

4 前3項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(成績評価基準等の明示)

第29条 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画 をあらかじめ明示するものとする。

2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たって、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(その他)

第30条 この節に定めるもののほか、各授業科目の配当年次、履修方法等については、別に定める。

第4節 休学・復学・転学科・転学・留学・退学及び除籍

(休学)

- 第31条 病気その他やむを得ない事情により、休学しようとする者は、医師の診断書等その理由を証する書類及び保証人連署をもって学長に提出し、学長の許可を得て休学することができる。
- 2 病気等のため修学することが適当でないと認められる者について、学長は、 学部長、教務部長又は学生部長その他学長が必要と認める者(以下、「学部長等」と いう。)の意見を聴いて、休学を命ずることができる。
- 3 休学の期間は、1年を超えることはできない。ただし、特別の事情がある場合には、引続き1年間に限り、期間延長の許可をすることができる。
 - 4 休学の期間は、通算して4年を超えることはできない。
 - 5 休学の期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第32条 休学期間中に、その事由が消滅したときは、学部長等の意見を聴いて、学長が復学の許可をすることができる。

(転学科)

第33条 学長が、特に認める場合は、転学科をすることができる。転学科に関する事項は別に定める。

(転学)

第34条 他の大学に転学を希望する者は、学長の許可を得なければならない。 (留学) 第35条 留学を希望する者は、あらかじめ保証人連署をもって願い出て、学長の 許可を得て、外国の大学又は短期大学に留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、1年に限り、第14条に定める期間に算入する。

(退学)

第36条 退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の意見を聴いて、学長が除籍する。

- (1) 第14条に定める在学年限を超えた者
- (2) 休学期間を超えて、なお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、催促しても、なお納入しない者
- (4) 死亡した者又は長期にわたり、行方不明の者

第5節 卒業及び学位

(卒業の認定)

第38条 本学に4年以上在学(編入学等により入学した学生については、別に定める年限)し、本学則に定める授業科目の中から教養教育科目30単位以上及び専門教育科目94単位以上併せて124単位以上修得した者については、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

2 前項による卒業認定は、学年末に行う。やむを得ない理由により、この認定 を得られなかった者については、次年度前期にこれを行うことができる。

(学位の授与)

第39条 前条の規定により卒業を認定された者には、学士(動物看護学)の学位を授与する。

2 学位に関して必要な事項については、別に定める。

第6節 賞罰

(表彰)

第40条 学生として品行方正、学術優秀又は素行等表彰に値する行為があった者は、教授会の意見を聴いて、学長が表彰することができる。

(徴戒)

第41条 本学則、その他本学の定める諸規則を守らず、学生としての本分にもと

る行為があった学生に対しては、教授会の意見を聴いて、学長が懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。
- (1) 入学誓約書に違反した者
- (2) 品行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (3) 成績不良で学業継続の見込みがないと認められた者
- (4) 正当な理由なくして出席不良の者
- (5) 大学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

第7節 外国人留学生、研究生、科目等履修生及び特別聴講生

(外国人留学生)

第42条 外国籍を有し、第16条第3号に該当する者が、本学に入学を希望した場合は、選考の上、教授会の意見を聴いて、入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生については、第35条に関する規定を除き、正規の学生についての規定を準用する。外国人留学生について必要な事項は、別に定める。
- 3 前項の外国人留学生に対しては、第21条に掲げるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

(研究生)

第43条 本学に研究生として、入学の申出のあるときは、教育・研究に支障のない限り選考の上、教授会の意見を聴いて、学長が研究生として入学を認めることができる。

2 研究生に関する事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第44条 本学において、特定の科目について履修しようとする者については、教育研究に支障がない範囲において、選考の上、教授会の意見を聴いて、科目等履修生として、入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生が履修した授業科目について、試験に合格したときは、第24条 及び第25条の規定を準用して当該科目の単位を付与することができる。
 - 3 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(特別聴講生)

第45条 学長は、他の大学、短期大学との協議に基づき、当該大学の学生を特別 聴講生として、教授会の意見を聴いて、入学を許可することがある。

2 特別聴講生に関する事項は、別に定める。

第8節 検定料・学費及びその他諸費用

(入学検定料及び学費)

第46条 入学検定料及び学費は、別表第2に定めるところによる。

(学費等の納期)

第47条 学費その他の納入金は、別に定める指定の期日までに納入しなければならない。

(納付した学費)

第48条 納入した学費は、原則として返還しない。

(復学した場合の授業料)

第49条 復学の許可を受け、復学したときは、当該学期分の学費を納入しなければならない。

(退学・除籍及び停学の場合の授業料)

第50条 学期の途中で退学し、又は除籍された者の当該学期分の授業料は、徴収する。

2 停学期間中の授業料は、徴収する。

(修業年限を超えて在学する者の学費等)

第50条の2 修業年限を超えて在学する者の当該学期分の学費等については、第46条の規定にかかわらず別に定める。

(休学者の在籍料)

第 51 条 休学を許可された者は、別に定める在籍料を納入しなければならない。 第 9 節 育英・奨学

(育英・奨学)

第52条 本学に、育英及び奨学に関する制度を置く。

2 育英及び奨学に関する事項は、別に定める。

第3章 厚生施設

(厚生施設)

第53条 本学に厚生施設を置く。

2 厚生施設(学生食堂、学生ラウンジ、医務室等)について必要な事項は、別に定める。

第4章 公開講座等

(公開講座)

第54条 本学は、学術文化の普及を図るため、広く一般市民のための公開講座等

を開講する。

- 2 公開講座等について、必要な事項は別に定める。
- 3 施設使用について必要な事項は、別に定める。

第5章 雑則

(学則の改廃)

第55条 この学則の改正及び廃止は、教授会及び理事会の議を経て理事長が定める。

附則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年1月20日教授会承認、平成26年1月23日理事会承認、平成26年3月20日教授会承認、平成26年3月20日理事会承認)

この学則は、平成26年4月1日から改正施行する。

附 則(平成27年1月19日教授会承認、平成27年3月19日理事会承認)

この学則は、平成27年4月1日から改正施行する。

附 則 (平成27年5月25日教授会を経て、平成27年5月28日理事会承認)

- 1 この学則は、平成28年4月1日から改正施行する。ただし、平成27年4月 1日以前入学生については、なお従前の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表第2における学費については、平成27年4月 1日以前入学生にも平成28年度から適用する。

附 則 (平成 28 年 10 月 17 日教授会を経て、平成 29 年 5 月 25 日理事会承認) この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則(平成31年3月4日教授会を経て、平成31年3月14日理事会承認)

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から改正施行する。なお、平成 28 年 4 月 1 日以降入学生にも平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和3年3月2日教授会を経て、令和3年3月11日理事会承認)

この学則は、令和3年4月1日から改正施行する。ただし、令和2年4月1日以前入学生については、平成28年4月1日以降入学生において、別表第一「教育課程(動物看護学科 動物看護学専攻)」に「エキゾチックアニマル看護学(専門教育科目専門科目選択2単位)」及び「教育課程(動物看護学科 動物人間関係学専攻)」に「エキゾチックアニマル特性論(専門教育科目専門科目選択2単位)」を追加することとし、その他は従前の例による。

附 則(令和3年3月11日教授会・理事会承認)

- 1 この学則は、令和4年4月1日から改正施行する。
- 2 第5条第2項に記載の動物看護学部動物看護学科の収容定員の学年進行については、次のとおりとする。

学部	学科	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
動物看護学部	動物看護学科	413 名	426 名	439 名	452 名

附 則(令和4年1月20日教授会・理事会承認)

この学則は、令和4年4月1日から改正施行する。ただし、令和3年4月1日以前入学生については、従前の例による。

附 則(令和4年5月26日教授会・理事会承認)

この学則は、令和5年4月1日から改正施行する。

別表第1 (第21条関係)

教育課程

(動物看護学科)

(知7)/14 改 十/17					
科	目群	授業科目の名称	単位数		備考
			必修	選択	
粉	Į.	生命倫理学・動物福祉学	2		
養	文	哲学		2	
教養教育科目	人文と社会	生活と法律		2	
科目	会	生活と経済		2	
		美術史		2	
		心理学		2	
	-	動物とジャーナリズム		2	
		キャリアマネジメント		2	
	白	基礎生物学	2		
	自然と環境	基礎化学	2		
	環	基礎生化学	2		
	境	環境科学		2	
	#	英語 I	1		
	言 語	英語Ⅱ	1		
	情 報	英語Ⅲ	1		
	•	英語IV	1		
	スポ	フランス語入門		2	

情報リテラシー (基礎)	1		
情報リテラシー (応用)	1		
健康とスポーツ (実技含む)		2	

(動物看護学科)

科目	群	授業科目の名称	単位数		備考
			必修	選択	
専門教育科目	専門基礎科目	生命科学概論	2		
		バイオテクノロジー		2	
	基 礎	動物看護学概論	2		
科目	科目	動物人間関係学概論	2		
		動物形態機能学	2		
		動物生理学	2		
		動物形態機能学実習	2		
		動物生活環境学	2		
		動物行動学	2		
		動物遺伝学	2		
		動物繁殖学	2		
		動物薬理学	2		
		動物病理学	2		
	専門科	動物臨床看護学総論	2		
		動物內科看護学実習 I	2		
	目	動物内科看護学	2		
		動物內科看護学実習Ⅱ	2		
		動物外科看護学	2		
		動物外科看護学実習	2		
		動物臨床看護学各論 I	2		
		動物臨床看護学各論Ⅱ		2	
		動物臨床看護学実習		2	
		動物臨床検査学	2		
		動物臨床検査学実習	2		
		動物臨床看護学各論Ⅲ		2	
		動物医療機器	1		

	動物口腔ケア論		2	
	動物口腔ケア実習		2	
	ヒトと動物の共通感染症	2		
	公衆衛生学	2		
	動物生化学		2	
	動物感染症学 I	2		
	動物感染症学Ⅱ	2		
	小動物栄養学	2		
	小動物臨床栄養学	2		
	エキゾチックアニマル看護学	2		
	動物医療コミュニケーション	1		
	ペットロス論		2	
	リハビリテーション論		2	
	動物リハビリテーション		2	
	動物看護総合実習	2		
	適正飼養指導論	2		
	動物愛護・適正飼養実習	2		
	コンパニオンアニマルケア(グルーミング)論	2		
	コンパニオンアニマルケア(グルーミング基礎)実習	2		
	コンパニオンアニマルケア(グルーミング応用)実習		2	
	愛玩動物学	2		
	産業動物学	1		
	実験動物学	1		
	野生動物学	2		
	動物看護関連法規	1		
	動物愛護・適正飼養関連法規	1		
	医療安全		2	
	高齢動物看護学		2	
	在宅・訪問動物看護論		2	
	ペット関連産業論	2		
	サイエンスイングリッシュ		2	
総	統計学		2	
合	動物看護学総合演習		1	

卒業論文	4		
インターンシップ		2	
研修・ボランティア活動		1	
動物実習短期留学		4	
アッセンブリーアワー I	0.5		
アッセンブリーアワーⅡ	0.5		
アッセンブリーアワーⅢ	0.5		
アッセンブリーアワーIV	0.5		

(動物人間関係学科)

	107/C[B]	松华到日のなむ			備考
科目群		授業科目の名称	必修	選択	
教養教育科目	Y	生命倫理学・動物福祉学	2		
	文	哲学		2	
教育	人文と社会	生活と法律		2	
科目	会	生活と経済		2	
		美術史		2	
		心理学		2	
		動物とジャーナリズム		2	
		キャリアマネジメント		2	
	自然と環境 言語・	基礎生物学	2		
		基礎化学	2		
		基礎生化学		2	
		環境科学		2	
		英語 I	1		
		英語Ⅱ	1		
	情	英語Ⅲ	1		
	報	英語IV	1		
	スポーツ	フランス語入門		2	
		情報リテラシー (基礎)	1		
		情報リテラシー(応用)	1		
		健康とスポーツ (実技含む)		2	

(動物人間関係学科)

			単位数	文	備考
科目群		授業科目の名称	必修	選択	
専	市	生命科学概論	2		
専門教育科目	専門基礎科目	バイオテクノロジー		2	
	基礎	動物看護学概論	2		
	科日	動物人間関係学概論	2		
Н	Н	動物形態機能学	2		
		動物生理学	2		
		動物形態機能学実習		2	
		動物生活環境学		2	
		動物行動学	2		
		動物遺伝学	2		
		動物繁殖学	2		
		動物薬理学		2	
		動物病理学		2	
	専門科目	動物臨床看護学総論	2		
		動物内科看護学実習I	2		
		動物内科看護学		2	
		動物内科看護学実習Ⅱ		2	
		動物外科看護学		2	
		動物外科看護学実習		2	
		動物臨床検査学		2	
		動物臨床検査学実習		2	
		ヒトと動物の共通感染症	2		
		公衆衛生学	2		
		動物感染症学 I	2		
		小動物栄養学	2		
		ヒトと動物の関係学	2		
		社会福祉		2	
		臨床心理学		2	
		コミュニケーション論	1		
		ペットロス論	2		

アニマルアシステッドセラピー論	2		
アニマルアシステッドセラピー実習		2	
アシスタンスドッグ論	2		
伴侶動物資源・育種学		2	
適正飼養指導論	2		
動物愛護・適正飼養実習	2		
コンパニオンアニマルケア(グルーミング)論	2		
コンパニオンアニマルケア(グルーミング基礎)実習	2		
コンパニオンアニマルケア(グルーミング応用)実習		2	
伴侶動物行動演習		1	
コンパニオンドッグトレーニング論		2	
コンパニオンドッグトレーニング実習		2	
イヌ・ネコの特性論	2		
エキゾチックアニマル特性論		2	
コンパニオンバード特性論		2	
ジェロントロジーとドッグウォーキング		2	
産業動物学	1		
実験動物学	1		
野生動物学	2		
動物看護関連法規	1		
動物愛護・適正飼養関連法規	1		
医療安全	2		
動物災害・危機管理	2		
ペット関連産業論		2	
ペットビジネス起業論		2	
消費者行動分析学		2	
情報危機管理論		2	
動物とアート		1	
動物文化人類学		2	
水族動物学		2	
動物園・水族館論		2	
有害動物学		2	
サイエンスイングリッシュ		2	

綵	アカデミックスキルズ	2		
総合科	統計学		2	
目	動物看護学総合演習		1	
	卒業論文		4	
	インターンシップ		2	
	研修・ボランティア活動		1	
	動物実習短期留学		4	
	アッセンブリーアワー I	0.5		
	アッセンブリーアワーⅡ	0.5		
	アッセンブリーアワーⅢ	0.5		
	アッセンブリーアワーIV	0.5		

別表第2 (第46条関係)

入学検定料及び学費

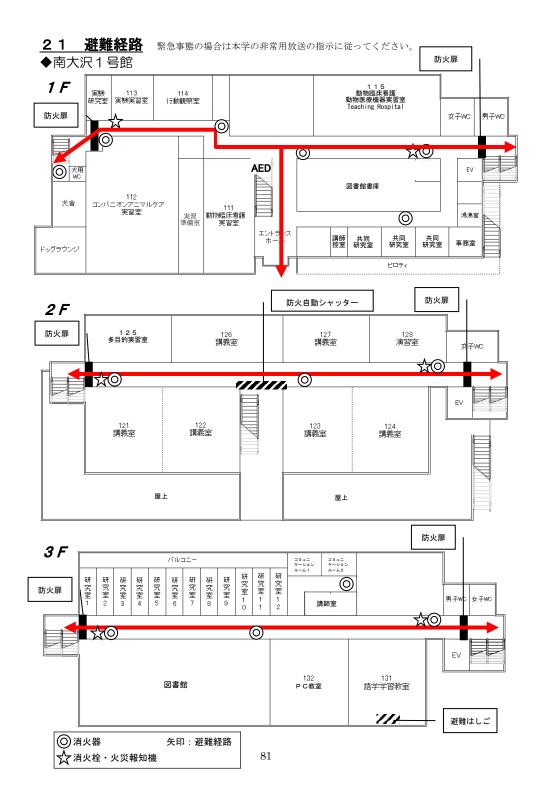
(動物看護学科・動物人間関係学科共通)

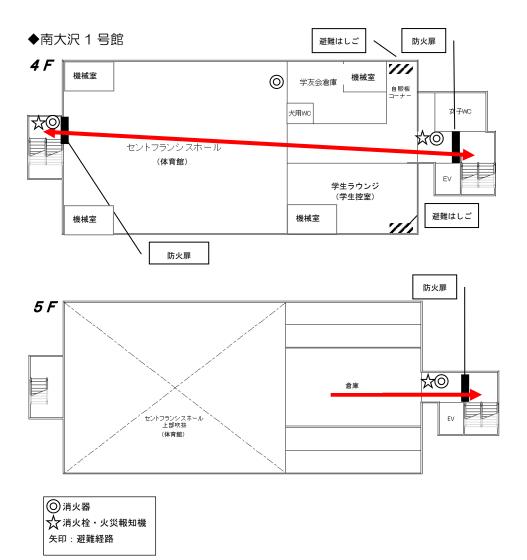
(単位 円)

事項		金額
入学検定	料	30,000
入学金		250, 000
学費	授業料(年額)	900, 000
	実習費(年額)	250, 000
	施設費(年額)	300, 000
	小計	1, 450, 000

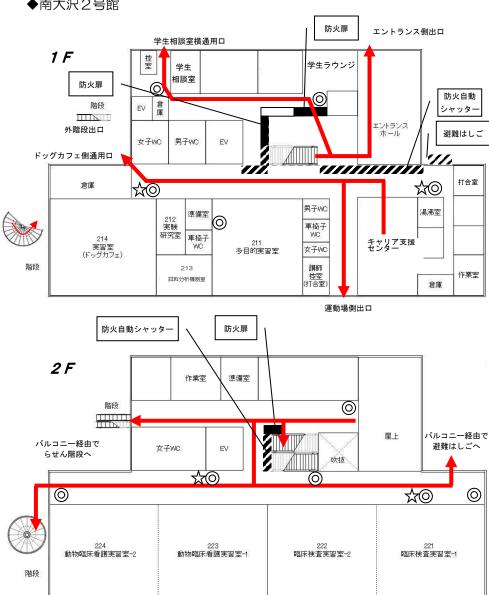
注1 学費は1年次、2年次、3年次、4年次共通

注2 入学検定料は、2回目以降に受験する際は、免除する。大学入試共通テスト利用選抜試験の検定料は、15,000円とする。

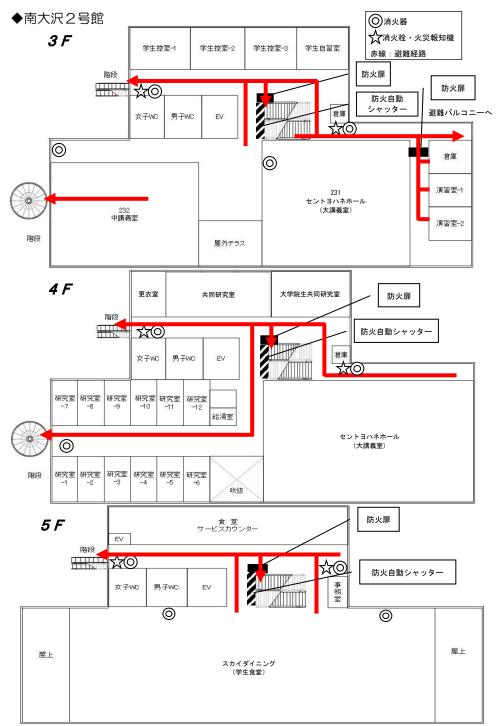




◆南大沢2号館



消火器 ☆消火栓・火災報知機 矢印:避難経路



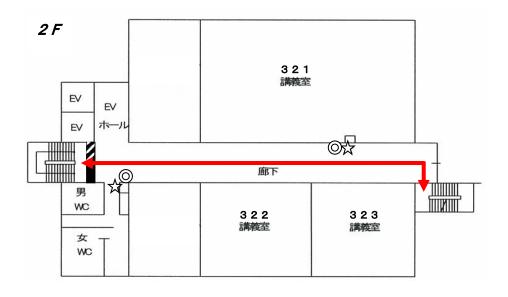
◆南大沢3号館 (○)消火器 1 F ☆消火栓・火災報知機 矢印:避難経路 メイン プローチ 風除室 医務室 0 事務室 エントランス -1 EV ホール EV 医務室 ホール EV **AED** 受付 風除室 12 廊下 廊下 多目的 WC 0 応接室2 応接室1 男 広報室 WC

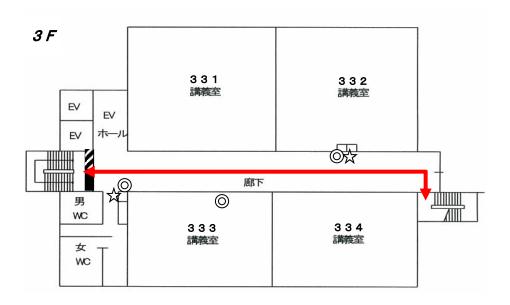
灣湖中空室

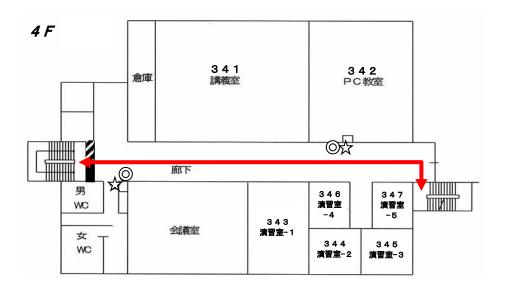
女

WC

学部長室

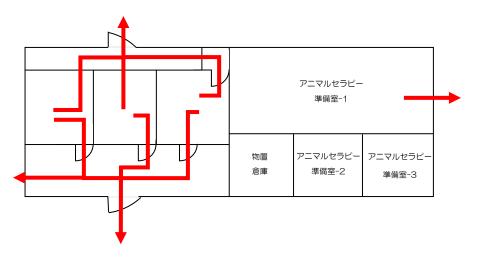






消火器 対別火栓・火災報知機 矢印:避難経路

◆グリーングラスロッジ



《大学施設所在地》

・ヤマザキ動物看護大学

南大沢キャンパス

南大沢1号館・南大沢2号館・南大沢3号館

〒192-0364 東京都八王子市南大沢 4-7-2

TEL 042-653-0901 (代表)

TEL 042-678-6011 (2 号館代表)

TEL 042-678-6020 (学生相談室) ※ 開室日のみ連絡可能

TEL 042-689-4884 (グルーミング実習準備室)

TEL 042-678-6021 (キャリア支援センター)

TEL 042-689-5254 (入試·広報室)

TEL 042-679-9650 (図書館)